

# 立川市第2次環境基本計画（改定）

人と自然を育み

住みやすさを創るまち



令和2（2020）年

立川市

本書内には、「立川市第2次環境基本計画（改定）」及び「第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を記載しています。

# 目 次

## 立川市第2次環境基本計画（改定）

第1章 中間見直しにあたって	
1-1 中間見直しについて	2
1-2 5年間の動向	2
第2章 計画の基本的事項	
2-1 計画の目的	5
2-2 計画の役割と位置づけ	5
2-3 計画の期間	6
2-4 計画の対象分野	6
第3章 基本理念と目指すべき環境像	
3-1 基本理念	7
3-2 目指すべき環境像	8
第4章 環境像の実現に向けた取組	
4-1 施策体系	9
4-2 アクションプラン（基本方針1～4に対する具体的な取組）	11
基本方針1：暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます	11
基本方針2：水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます	19
基本方針3：ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます	26
基本方針4：地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます	32
4-3 協働プロジェクト	
（基盤的取組に関する基本方針1に対する具体的な取組）	38
4-4 エコオフィスプラン2-1	
（基盤的取組に関する基本方針2に対する具体的な取組）	43
第5章 計画の推進体制・進行管理	
5-1 推進体制	46
5-2 進行管理	48

## 第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 基本的事項	50
2 温室効果ガスの排出量	53
3 目標	56
4 目標達成に向けた取組	57
5 計画の推進	58

## 資料編

資料1	立川市環境審議会開催経緯.....	60
	(1) 立川市環境審議会名簿.....	60
	(2) 開催日程と審議内容.....	61
資料2	立川市環境基本条例.....	62
資料3	用語解説.....	67

- ・ 本文に「※」のある用語は、資料編に用語解説を掲載しています。なお、「※」は用語が最初に出てくる場所にのみつけています。本文に「◇」のある用語は、そのページの下段に用語解説を掲載しています。

# 立川市第2次環境基本計画（改定）

# 第 1 章

## 中間見直しにあたって

### 1-1 中間見直しについて

本市では、立川市環境基本条例に基づき、平成 27（2015）年に「立川市第 2 次環境基本計画」を策定しました。本計画の目的は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことです。

本計画では、目指すべき環境像として“人と自然を育み 住みやすさを創るまち”と決めました。環境像の実現に向けて、4つの基本方針と2つの基盤的取組を設け、10年間の取組の方向性、現状と課題、取組を決めました。また、具体的な展開や事業等をまとめた5年間の行動計画として、4つの基本方針に対応する「アクションプラン」、基盤的取組に関する基本方針1に対応する「協働\*プロジェクト」、基盤的取組に関する基本方針2に対応する「エコオフィスプラン 21\*」を決めました。

本計画の計画期間は、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までとなっています。今回、計画期間の中間年度を迎えたことから、アクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン 21 について、中間見直しを行いました。また、10年間の目標に対する指標について、中間年度で別途設定することとした指標については新たに指標を設定いたしました。

### 1-2 5年間の動向

平成 27（2015）年に「立川市第 2 次環境基本計画」を策定してから中間年を迎えるまでの5年間に、国内外でさまざまな出来事がありました。

平成 27（2015）年 12 月には、「気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（C O P 21）」において、「パリ協定」が採択され、温室効果ガス\*削減等についての新たな国際的枠組みが合意されました。平成 28（2016）年 11 月には、この協定を世界の温室効果ガス排出量の 55%以上を占める 55 か国以上が批准し、発効したことから、今後、深刻化する地球温暖化\*に対して、世界の各国が行動を始めることになりました。令和元（2019）年 12 月には、「気候変動枠組条約第 25 回締結国会議（C O P 25）」が開催され、先進国も途上国もすべての国が温暖化対策に積極的に取り組むパリ協定の運用ルールが採択されました。今後、各国が目標を高めて温暖化対策を強化していくことが求められる見込みです。

また、平成 27（2015）年 9 月には、国連の「持続可能な開発目標（S D G s）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 ゴール、169 ターゲットが定められました。特に環境面では、気候変動への対応・適応や生物多様

性、食品廃棄物の問題、パートナーシップで取り組む姿勢等の視点が盛り込まれています。国だけではなく企業や団体などにも取組を促し、目標を達成しようとする野心的な目標です。日本でもSDGsに取り組む機運が高まっています。

国においては、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、平成28(2016)年5月に、「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスを令和12(2030)年に平成25(2013)年比で26%削減する目標を掲げました。平成30(2018)年4月には、第5次環境基本計画を閣議決定し、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定しました。特に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取組を推進していくこととしています。

気候変動対策の適応策については、平成30(2018)年12月に気候変動適応法を施行し、合わせて気候変動適応計画を策定しました。気候変動適応計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための取組などを網羅的に示しています。

平成31(2019)年3月には、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等の財源として森林環境税<sup>※</sup>および森林環境譲与税<sup>※</sup>を創設し、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に全国で取り組み始めています。

東京都においては、平成28(2016)年3月に改定された「東京都環境基本計画」及び同年12月に策定された「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」では、スマートエネルギー都市の実現に向けて、東京の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年までに平成12(2000)年比30%削減する目標を掲げました。地球温暖化対策として、省エネルギー対策、再生可能エネルギー<sup>※</sup>の導入、水素社会の実現などを積極的に推進していくこととしています。

また、令和元(2019)年5月には、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション<sup>※</sup>東京」を実現することを宣言しています。同年12月には、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンや具体的な取組、ロードマップをまとめています。

本市では、「立川市第4次長期総合計画」や「立川市第2次環境基本計画」に基づき、公害対策、緑の保護、ごみ対策、温暖化対策、環境学習、環境啓発など環境に関する施策に取り組み、計画に掲げられた理念、目標の実現を進めてきました。立川市第2次環境基本計画に掲げられた4つの基本方針の指標については、次ページの図の通り、平成30(2018)年度末時点で3つの目標数値が達成されています。現在達成されていない基本方針3の「燃やせるごみ量」については、達成目標年度である令和6(2024)年度に向けて、取組を進めていきます。今後も、国内外の動向を踏まえ、関連計画との連携を図りながら、環境に関する施策を展開する必要があります。

## 4つの基本方針における指標と現状値

図1 4つの基本方針における指標の推移



(出典) たちかわし環境ブック 2019

## 第2章

# 計画の基本的事項

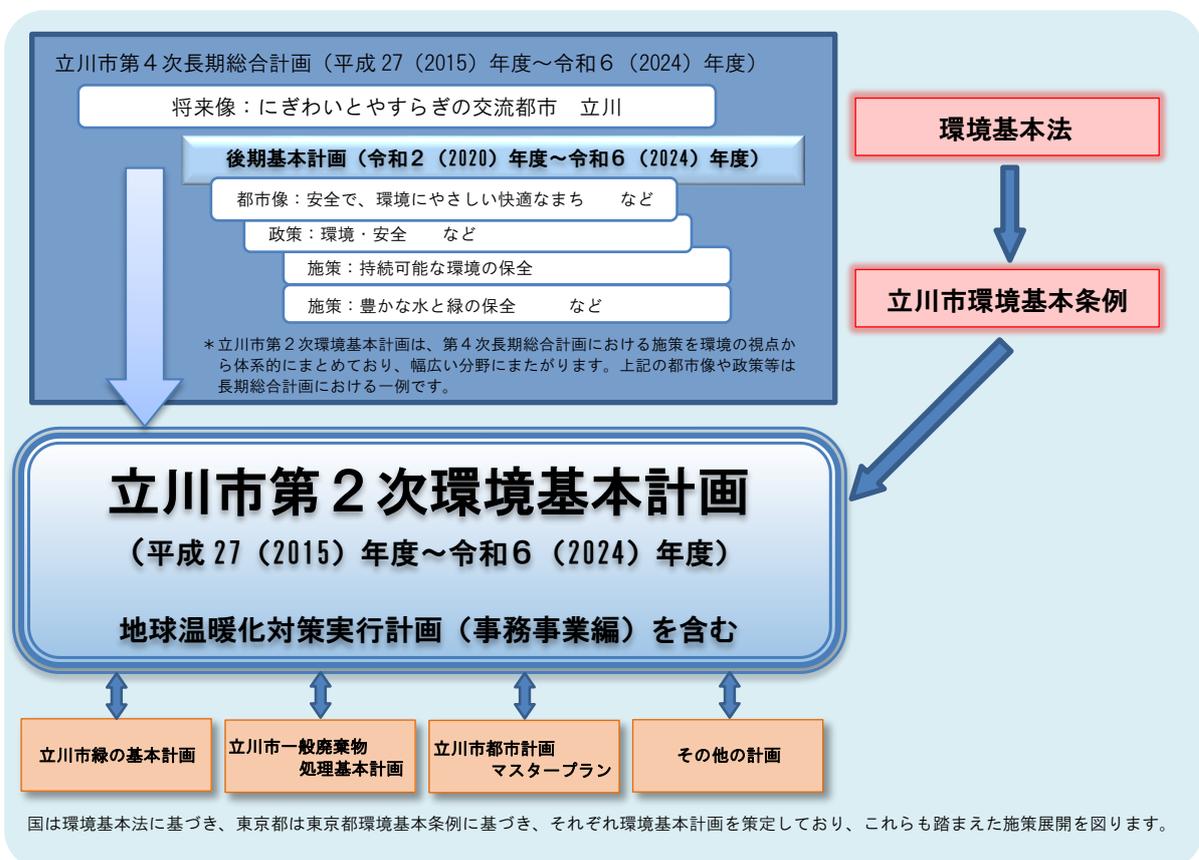
### 2-1 計画の目的

本計画は、「立川市環境基本条例」に基づき策定しました。本計画の目的は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことです。

### 2-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画」や各分野の個別計画と連携して進めます。また、本市において環境に配慮した取組を行う際に最も基本となる計画です。市が行う環境に関する、または、環境に影響をおよぼす可能性のある取組については、本計画で示す基本方針や方向性に沿って、検討・実施していきます。さらに、本計画に基づいて、必要に応じて新たに個別計画を策定するなどして、具体的・個別的な取組を進めます。

図2 本計画と他計画の関連



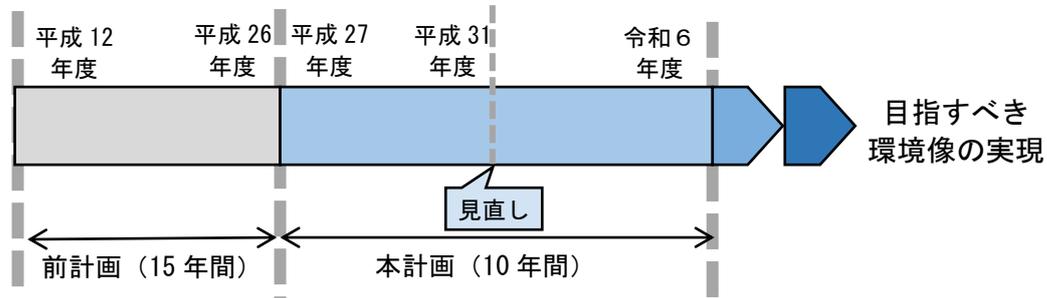
## 2-3 計画の期間

本計画は、平成 27(2015)年度から令和 6 (2024)年度までの 10 年間を計画の期間とします。

また、本計画中で示す、アクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン 21 については、中間年度（令和 2 (2020)年度）に、計画の期間の後半を見据えた見直しを行いました。

なお、将来の環境をめぐる社会情勢などが大きく変化し、計画の変更が不可欠となった場合は、計画の期間に関わらず見直しを行います。

図3 計画の期間



## 2-4 計画の対象分野

本計画の対象分野は、「都市」、「自然」、「資源」、「地球温暖化」の4つの分野と、これらの分野を支える「基盤的取組」とします。

「都市」は、都市・生活型公害、化学物質、都市基盤・交通網の整備などに関する内容とします。

「自然」は、水、緑、生きものなどに関する内容とします。

「資源」は、ごみの発生抑制、ごみの再利用、資源化などに関する内容とします。

「地球温暖化」は、地球温暖化の緩和と適応、低炭素まちづくり、エネルギーなどに関する内容とします。

「基盤的取組」は、環境学習、環境配慮行動の実践、協働、市の率先行動などに関する内容とします。

表1 計画の対象分野

環境の分野	内容
都市	都市・生活型公害、化学物質、都市基盤・交通網の整備 など
自然	水、緑、生きもの など
資源	ごみの発生抑制、ごみの再利用、資源化 など
地球温暖化	地球温暖化の緩和と適応、低炭素まちづくり、エネルギー など
基盤的取組	環境学習、環境配慮行動の実践、協働、市の率先行動 など

## 第 3 章

# 基本理念と目指すべき環境像

### 3-1 基本理念

立川市環境基本条例第3条では、次の3つを基本理念としています。本計画は、この基本理念に基づき推進します。

#### 第3条 第1項

環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

私たちを取り巻く環境は、先人から引き継いだ、全ての市民の共有財産であるとともに、将来の全ての世代の共有財産でもあると認識しなければなりません。この環境を私たちの世代で損なうことなく、将来にわたって健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、本市は、良好な環境を確保し、将来の世代に継承していくことを目的として、環境の保全と創造を推進していきます。

#### 第3条 第2項

環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

私たちは、自然の生態系<sup>※</sup>の一員として存在しているのであり、人間だけの都合で環境を捉えるのではなく、自然への感謝や思いやりを持って、自然との健全な共生を図っていくことが必要です。

人の活動は、さまざまな側面で環境への負荷を発生させています。自然との健全な共生には、私たち一人ひとりが自ら発生させる環境負荷<sup>※</sup>を極力少なくしていくことが必要です。私たち人類が将来にわたってこの地球上で健やかに暮らしていけるように、本市は、持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、全ての主体の参加と協力により、環境の保全と創造を推進していきます。

### 第3条 第3項

地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。

環境への負荷は、自らが直接的に発生させるものだけでなく、例えば私たちが使用・消費する物品等の製造や廃棄などに伴い間接的に発生するものもあります。

また、その地域の環境に対しては直接影響がないように見えても、他の地域や地球全体、あるいは将来世代に影響を及ぼす環境負荷もあります。しかも、その原因は私たちの通常の社会経済活動にあり、私たちは、被害者にも加害者にもなり得ることを認識しなければなりません。本市は、すべての事業活動とあらゆる日常生活の場面において、環境保全を推進していきます。

## 3-2 目指すべき環境像

本市は、多摩地域において業務、商業、文化が集まる中核拠点として発展しています。一方で、玉川上水、残堀川、国営昭和記念公園、立川崖線<sup>\*</sup>や五日市街道のケヤキ並木などの良好な水と緑が残されています。このような立川市の特徴を踏まえ、本計画では、四季を感じることができ、人々が集い、憩う場となる水と緑を育み、人々が安心して住み続けたいと思う環境を創出し、将来世代に引き継いでいくことを目指して、以下の環境像を掲げます。

## “人と自然を育み 住みやすさを創るまち”

「人」という言葉は、暮らしや産業、教育、歴史・文化などを表しています。

「自然」という言葉は、水や空気、緑や生きものなどを表しています。

「住みやすさ」という言葉は、「人」による環境負荷をできるだけ少なくし、人々が住み続けたいと感じる状態を表しています。

「創るまち」という言葉は、市民や事業者、市が自主的・積極的に創出する「まち」を表しています。

本計画では、「人」と「自然」が互いに良い影響を与えながら成長し、「住みやすさ」を市民や事業者、市が一体となって、英知を出し合い創る「まち」を目指します。

## 第4章

# 環境像の実現に向けた取組

### 4-1 施策体系

目指すべき環境像「人と自然を育み 住みやすさを創るまち」の実現に向けては、私たち一人ひとりが自ら発生させる環境負荷を極力少なくすることが、その第一歩です。

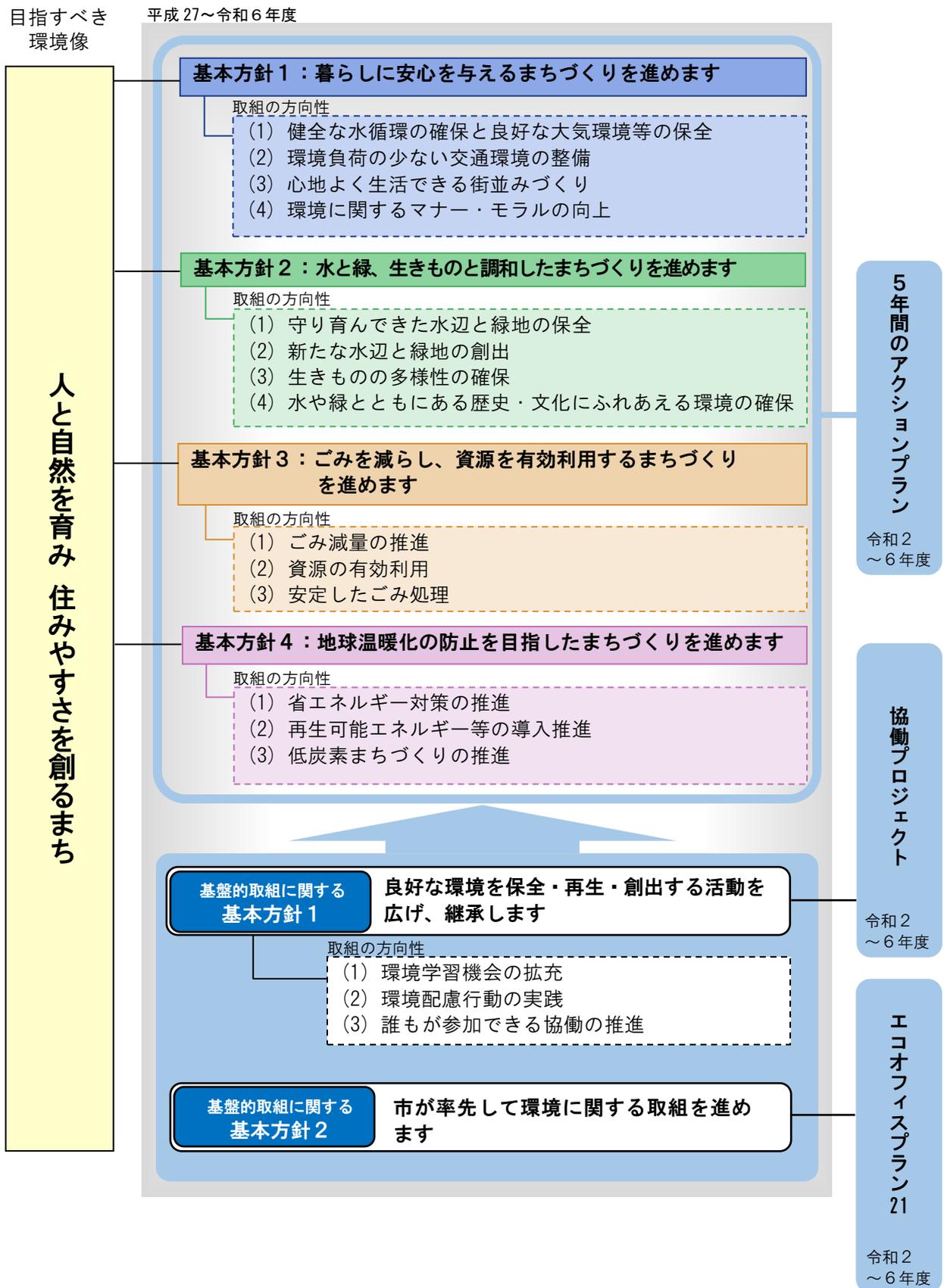
私たちの継続的な環境への取組により、豊かな自然や住みやすさを自ら培い、将来世代に引き継ぎ、将来にわたって健やかに暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

本市の大きな特徴は、多摩地域における業務、商業等の中核拠点として発展していることと、水と緑が人の知恵と努力により、文化とともに育まれていることです。この2つの特徴を踏まえて、本計画では、本市が今後とも、環境負荷の少ないまちづくりを進め、あわせて「水と緑」に代表される自然環境を育んでいく上での必要な取組について、次ページのとおり「暮らしの安心」、「水と緑などとの調和」、「ごみの減量と資源の有効利用」、「地球温暖化の防止」をキーワードとする4つの分野における基本方針を設けました。

基本方針ごとに取組の方向性を示し、10年間の取組と5か年の具体的な取組であるアクションプランを記載しています。アクションプランでは、市の取組とともに、環境施策を展開するためには、市民・事業者の協力が必要であるという考えから市民・事業者の取組についても示しています。

また、環境分野はもとより地域の課題などに積極的に取り組む市民の活動の輪が広がっており、今後とも環境施策の展開においては、市民・事業者・市の協働による取組が大きな推進力であることから、市民などとともに各分野の施策を進める2つの基盤的取組に関する基本方針も設けました。基盤的取組の基本方針には、協働プロジェクト、エコオフィスプラン21といった具体的な取組や事業等をまとめています。

図4 立川市第2次環境基本計画施策体系図



## 4-2 アクションプラン（基本方針1～4に対する具体的な取組）

### 基本方針1

### 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

本市では、交通や生活の利便性に関する市民の満足度が高い一方、暮らしの静けさや水辺との親しみやすさについての満足度は高いとはいえません。また、都市化の進展にともない、土壌の涵養<sup>◇</sup>機能が低下することによる、湧水<sup>※</sup>量や湧水箇所数の減少が懸念されています。そこで、私たちが安心して暮らしていくために、健全な水循環の確保、大気環境・騒音・振動・水質等の改善、住宅や交通に関する環境負荷の低減、心地よく生活できる街並みの保全を進めるとともに環境に関するマナー・モラルの向上に努めます。

#### 基本方針1

##### 目標

市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。

##### 指標

居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合  
平成30(2018)年度現在 87.3%  
目標値は掲げず、数値の動向を注視します

#### 取組の方向性

##### (1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

ア 健全な水循環の確保      イ 大気環境の保全  
ウ 騒音・振動・悪臭等の防止      エ 化学物質対策の実施

##### (2) 環境負荷の少ない交通環境の整備

ア 交通円滑化の推進      イ 公共交通利用の促進  
ウ 自転車の利用環境や歩道の整備

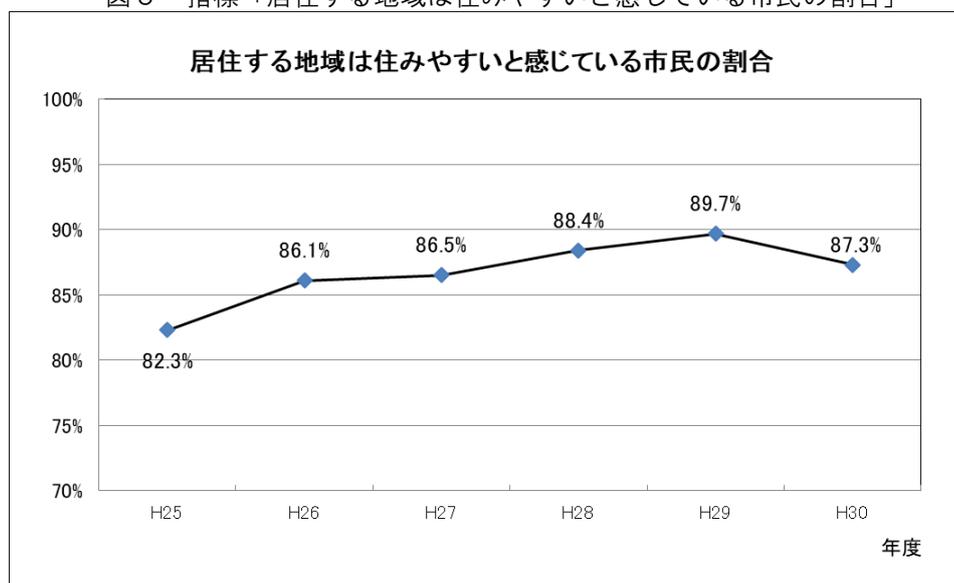
##### (3) 心地よく生活できる街並みづくり

ア 良好な街並みの形成      イ 街並みの美化

##### (4) 環境に関するマナー・モラルの向上

ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上  
イ 身近な環境問題への対応

図5 指標「居住する地域は住みやすいと感じている市民の割合」



(出典) 立川市市民満足度調査

◇涵養：降水や河川水などの地表の水が地下に浸透し、地下水となること。

(1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

取組

ア 健全な水循環の確保

河川や地下水、湧水の調査を行うとともに、雨水の土壌への浸透を促すため、道路や宅地内などにおける雨水浸透施設の設置や日常生活、事業活動での節水や雨水の有効利用等を促します。また、公共用水域<sup>◇</sup>の水質向上のため、下水道施設の維持管理や下水の高度処理<sup>◇</sup>を推進します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川などの水質調査を実施します。（環境対策課）</li> <li>立川崖線の湧水調査を実施します。（環境対策課）</li> <li>市内の地下水の調査を実施します。（環境対策課）</li> <li>雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（下水道管理課）</li> <li>下水道施設の維持管理に努めます。（下水道管理課・下水道工務課・下水処理場）</li> <li>単独処理区の流域編入<sup>◇</sup>を進め、公共用水域の水質向上を図ります。（下水道工務課）</li> <li>下水道の適正な使用について、事業者や市民向けの啓発、指導を行います。（下水道管理課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水浸透ます<sup>◇</sup>の導入に努めます。</li> <li>家の近くの排水口の清掃を行います。</li> <li>雨水を植木の水やりや庭先への打ち水などに利用します。</li> <li>台所や風呂等からの汚れた水の排水を減らすように努めます。</li> <li>環境にやさしい石鹼や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺周辺の工事では、自然環境に配慮した工事を行います。</li> <li>事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。</li> <li>環境にやさしい石鹼や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。</li> </ul>

図6 水質調査地点図



◇公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共の用に供される水域、並びにこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路及びその他公共の用に供される水路をいう。

◇高度処理：窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを可能な限り取り除く高度な処理方法。

◇雨水浸透ます：雨水の地下への浸透量を増やすための設備。導入が進むと湧水や地下水が豊富になり、水循環の保全や下水管の負担軽減につながる。

◇流域編入：単独処理区（立川市錦町下水処理場で下水が処理される概ね南半分の区域）を流域下水道北多摩二号処理区に編入すること。

## イ 大気環境の保全

大気汚染物質の常時監視等を行い、その結果を公表するとともに、自動車の相乗り奨励、自動車利用自粛、アイドリングストップ<sup>※</sup>等の周知・啓発を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都と連携し、大気汚染物質の監視測定結果を公表します。（環境対策課）</li> <li>・自動車のアイドリングストップ、自動車の相乗り奨励など、エコドライブ<sup>※</sup>の周知・啓発を行います。（環境対策課）</li> <li>・レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。（交通対策課）</li> <li>・光化学スモッグの原因物質である揮発性有機化合物の適正管理を事業所に周知します。（環境対策課）</li> <li>・空間放射線量と放射性物質濃度を測定し結果を公表します。（環境対策課・下水処理場・ごみ対策課・清掃事務所）</li> <li>・新たな環境汚染物質が確認された場合には、国や東京都と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップを心がけ、エコドライブに努めます。</li> <li>・自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する車両の低公害車<sup>※</sup>化を目指します。</li> <li>・アイドリングストップを心がけ、エコドライブに努めます。</li> <li>・輸配送等、物流の効率化を図ります。</li> </ul>

## ウ 騒音・振動・悪臭等の防止

騒音・振動の軽減を図るために、適切な自動車の運転方法の周知や、経年劣化した路面の補修などを行います。また、悪臭等の苦情については、現状を把握し、改善・指導等の対応を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横田基地及び立川飛行場沿いの騒音固定地点調査を実施します。（環境対策課）</li> <li>・横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。（企画政策課）</li> <li>・道路沿道の騒音と振動の測定を実施します。（環境対策課）</li> <li>・悪臭等の苦情については、現地調査と発生源に対する改善指導等を行います。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに努めます。</li> <li>・生活騒音の抑制に努めます。</li> <li>・悪臭を発生させないように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の稼働時間の見直しや低騒音・低振動型機械の導入を検討します。</li> <li>・騒音・振動・悪臭等の発生防止に努めます。</li> </ul>

## エ 化学物質対策の実施

化学物質に関する情報の収集と市民への情報提供を継続します。また、わかりやすい情報の提供に努めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正管理化学物質<sup>◇</sup>を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。（環境対策課）</li> <li>・ 事業場からの申請や届出に基づき、現地調査や改善指導等を行い、条例の基準への適合、周辺環境に与える影響の低減のための指導を行います。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質が含まれた製品は適正に管理、使用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の保管・使用・運搬・廃棄の際は、適正な管理を行います。</li> </ul>

## 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	河川調査地点におけるBOD <sup>◇</sup> の環境基準 <sup>◇</sup> 達成率	100%	100%
2	市内測定局における大気環境基準達成率	83.3%	100%
3	公害の規則違反により勧告・停止命令に至った件数	0件	0件

◇適正管理化学物質：東京都環境確保条例により、適正に管理することが義務付けられている化学物質。取り扱い事業者は、使用量などの把握及び報告が義務付けられている。

◇BOD (Biochemical Oxygen Demand)：微生物が水中の有機物を分解する過程で消費する水中の酸素量。河川において有機物による水質汚濁を測る指標の一つである。

◇環境基準：人の健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかを定めた行政上の政策目標である。

## (2) 環境負荷の少ない交通環境の整備

### 取組

#### ア 交通円滑化の推進

「立川市総合都市交通戦略」などに基づき、関係機関と連携して、市内の交通円滑化の推進に取り組みます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施行する道路については、早期整備を東京都に要望します。（都市計画課・工事課）</li> <li>関係機関や事業者等と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。（交通対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で、自動車の利用を控えます。</li> <li>自動車を利用する場合は、立川駅周辺部への乗り入れを避けるように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で、自動車の利用を控えます。</li> <li>自動車を利用する場合は、立川駅周辺部への乗り入れを避けるように努めます。</li> <li>関係機関と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。</li> </ul>

#### イ 公共交通利用の促進

自動車の利用を抑制するため、地域公共交通の利便性の向上に取り組みます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩都市モノレールの延伸や JR 中央線三鷹・立川間の複々線化などを関係機関に要請します。（交通対策課）</li> <li>コミュニティバスの持続的な運行に取り組みます。（交通対策課）</li> <li>西武拝島線や多摩都市モノレール沿線の自転車等駐車対策を推進します。（交通対策課）</li> <li>公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上と合わせ、交通ネットワークの構築に取り組みます。（交通対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な範囲で、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。</li> <li>公共交通の利用促進を図るため、利用環境の向上に取り組みます。</li> <li>交通ネットワークの構築に取り組みます。</li> </ul>

### ウ 自転車の利用環境や歩道の整備

自転車駐車場の整備など、自転車の利用しやすい環境の整備を進めるとともに、放置自転車台数の減少に向けた、市民や事業者、来訪者への普及啓発を行います。

また、安全に移動が可能な歩道の整備を進めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタサイクル事業などの自転車活用施策を推進します。（交通対策課）</li> <li>・自転車駐車場の確保や効率的な管理運営に取り組みます。（交通対策課）</li> <li>・自転車走行環境整備に取り組みます。（交通対策課）</li> <li>・放置自転車の撤去など、放置自転車対策を進めます。（交通対策課）</li> <li>・歩道の拡幅やバリアフリー化に取り組みます。（道路課・工事課）</li> <li>・自転車教室などを通じて、自転車マナーの啓発を行います。（交通対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールを守って、自転車を積極的に利用します。</li> <li>・自転車駐車場を利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールを守って、自転車を積極的に利用します。</li> <li>・自転車駐車場を利用します。</li> <li>・自転車駐車場を適切に整備し、自転車を利用しやすい環境を整えます。</li> </ul>

### ■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	自動車等の交通量（測定地点8ヶ所の合計）	135,894台	135,894台以下 （平成30(2018)年度以下）
2	コミュニティバスの収支率	34.7%	40.0%
3	1日当たりの市内放置自転車台数	175台	90台

### (3)心地よく生活できる街並みづくり

#### 取組

#### ア 良好な街並みの形成

「立川市景観計画」を踏まえ、地域ごとに特徴のある街並みを形成・保全するための取組を市民や事業者と協力して進めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。（都市計画課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などを行う場合は、「立川市景観計画」を踏まえ、景観に配慮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などを行う場合は、「立川市景観計画」を踏まえ、景観に配慮します。</li> </ul>

#### イ 街並みの美化

道路や商店街、駅前の広場などの街並みを美しく保つために、屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います。また、「立川市無電柱化整備計画」に基づく、道路における電線類の地中化により、路上スペースを確保するとともに、景観を改善することに努めます。また、市民や事業者、市の協働で、美化活動を推進していきます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連団体や地元の自治会、市民ボランティア等と連携して美化活動を実施します。（環境対策課・道路課・公園緑地課）</li> <li>電線類の地中化（道路無電柱化）を進めます。（工事課）</li> <li>屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います。（道路課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う道路・公園の清掃や屋外の違反広告物などの撤去活動に参加します。</li> <li>多摩川の一斉清掃など、地域の美化活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う道路・公園の清掃や屋外の違反広告物などの撤去活動に参加します。</li> <li>多摩川の一斉清掃など、地域の美化活動に参加します。</li> <li>適切な屋外広告物を設置・管理します。</li> </ul>

#### 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	ロードサポーター◇活動実績団体数	6 団体	20 団体

◇ロードサポーター：本市と協働して、市の管理道路の美化活動を行う、地域の住民や企業などのボランティアグループのこと。

## (4) 環境に関するマナー・モラルの向上

### 取組

#### ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上

本市では喫煙制限条例により、市内全域での歩きたばこやポイ捨て、立川駅周辺などの特定地区での路上喫煙が禁止となっています。条例の周知と喫煙マナーの向上に向けて、市民・市民団体、事業者と連携し、周知・啓発活動を行います。また、不法投棄防止に向けたパトロールを行います。ペットの飼い方マナーについては、意識啓発を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。（環境対策課）</li> <li>・不法投棄防止のためのパトロールを行います。（ごみ対策課）</li> <li>・ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙マナーを守ります。</li> <li>・ペットの飼い方マナーを守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の喫煙マナーの向上を図ります。</li> <li>・事業所における環境に関する法令などを遵守します。</li> </ul>

#### イ 身近な環境問題への対応

管理されていない空き家が、周辺の環境を悪化させることのないように所有者等に適正な管理を求めます。そのほか、苦情の原因やマナー違反を是正する取組を支援していきます。また、飼い主のいない猫による地域トラブルの解消のため、地域やボランティア団体との協働による地域猫活動<sup>◇</sup>を推進していきます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき、管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。（生活安全課）</li> <li>・地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する空き家を適正に管理します。</li> <li>・地域猫活動を進めていきます。</li> <li>・日常生活において近隣の暮らしに配慮した行動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する、または管理を委託された空き家を適正に管理します。</li> <li>・事業活動において近隣の暮らしに配慮した行動に努めます。</li> </ul>

### 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	喫煙マナーアップキャンペーンの実施回数	20回	20回
2	地域猫活動登録団体数	45団体	55団体

◇地域猫活動：地域猫活動とは、地域に住み着く飼い主のいない猫をその地域に住む人などが、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適正に管理していく活動のこと。

## 基本方針2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

本市では、市民の身近にある水や緑が、うるおいのある街並みや多様な生きものの生育・生息環境を提供しています。また、東西方向につながる玉川上水、五日市街道、多摩川と南北に流れる残堀川に沿った水と緑は回廊を形成しており、本市の貴重な財産となっています。その一部は、地域住民により継続的に守られてきました。これらの水と緑を将来世代に引き継いでいくために、水辺や緑地の保全・創出、生きものの多様性の確保、水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保に取り組みます。

### 基本方針2

#### 目標

水と緑、生きものが身近にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。

#### 指標

身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合を令和6(2024)年度までに85%(平成30(2018)年度82.2%)を超えることを目指します。

### 取組の方向性

#### (1) 守り育ててきた水辺と緑地の保全

- ア 水辺と緑地の保全
- イ 農地の保全
- ウ 水と緑のネットワークの形成

#### (2) 新たな水辺と緑地の創出

- ア 水辺と緑地の創出
- イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理

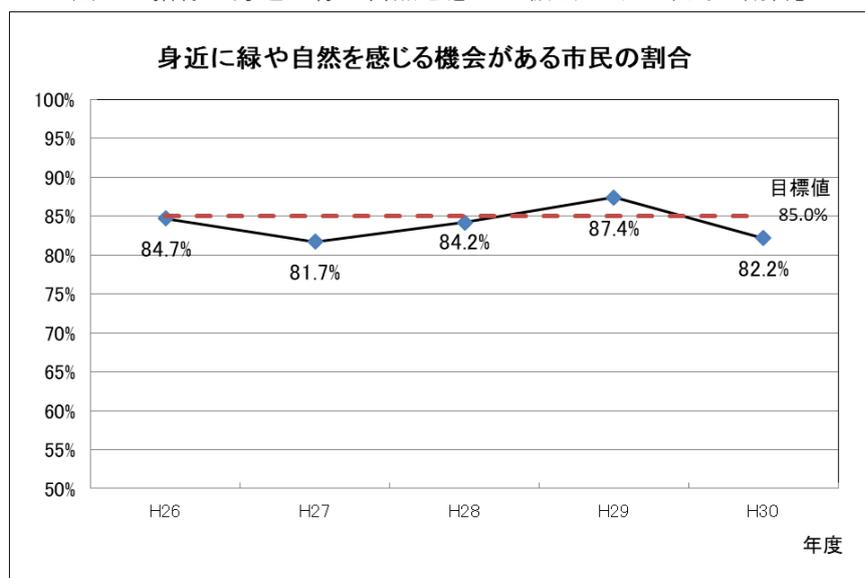
#### (3) 生きものの多様性の確保

- ア 生きものの多様性の現状把握
- イ 生きものの多様性に関する情報発信
- ウ 生きものの多様性の保全

#### (4) 水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

- ア 水や緑とともにある歴史・文化の継承
- イ 水や緑とともにある歴史・文化資源の活用

図7 指標「身近に緑や自然を感じる機会がある市民の割合」



(出典) 立川市市民満足度調査

## (1) 守り育んできた水辺と緑地の保全

### 取組

#### ア 水辺と緑地の保全

地域で守り、育んできた樹林地や湧水地、河川の自然環境や緑地環境を地域と協力して保全していきます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地、湧水地については、公有地化を図る中で保全に努めます。（公園緑地課）</li> <li>・近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。（公園緑地課）</li> <li>・樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し保全していきます。（公園緑地課）</li> <li>・保護樹林地、保存樹木について、指定を進めます。（公園緑地課）</li> <li>・東京都と連携して、樹林、樹木の実態調査を実施します。（公園緑地課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺を利用した場合、ごみを持ち帰るようにします。</li> <li>・立川崖線などに現存する雑木林を保全するために、樹木の植栽を行う際には、地域の生態系に配慮した樹種を検討します。</li> <li>・公園や緑地の清掃美化活動などに参加します。</li> <li>・屋敷林<sup>◇</sup>の保全に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や緑地の清掃美化活動などに参加します。</li> <li>・事業所の敷地内の水辺や緑地の維持管理を行います。</li> </ul>

#### イ 農地の保全

農業振興を通じた農地の保全を図るため、農業経営や後継者育成への支援を行います。また、環境に配慮した農業に取り組む農業者を支援します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に農地の大切さを理解してもらい、都市と農業が共生できるまちを目指します。（産業観光課）</li> <li>・市民が農園主の指導により、農作業を体験する「体験型農園」を実施します。（産業観光課）</li> <li>・農業団体に対し、畜産有機質たい肥等の購入費を補助し、環境保全型農業<sup>◇</sup>の拡大を図ります。（産業観光課）</li> <li>・「ファーマーズセンターみの一れ立川」やその他の直売所を紹介します。（産業観光課）</li> <li>・小学校での緑育・食育を実施します。（産業観光課）</li> <li>・都市農地保全のための特定生産緑地制度の周知をはかり、新制度への移行を促進します。（産業観光課、都市計画課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産の農産物を購入し、地産地消に協力します。</li> <li>・援農ボランティアとして活動します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい農業を行います。</li> <li>・安全・安心な農産物の生産に努めます。</li> </ul>

◇屋敷林：屋敷の周囲に防風や防雪など家屋を守るために設置された林のこと。本市では、五日市街道、旧甲州街道付近などで見られる。

◇環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

## ウ 水と緑のネットワークの形成

「立川市緑の基本計画」等を踏まえて、多摩川や玉川上水、残堀川、国営昭和記念公園といった骨格となる緑をベースとして本市全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や立川崖線、幹線道路などで水と緑のネットワークの形成を図ります。（公園緑地課）</li> <li>玉川上水緑道や栄緑地、根川緑道などの散策ルートを維持管理し、水と緑を保全します。（公園緑地課）</li> <li>「街路樹のあり方方針」を策定し、街路樹の維持管理に努めます。（道路課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川などで行われる学習会や美化活動に参加します。</li> <li>散策路の保全に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川などで行われる学習会や美化活動に協力します。</li> <li>散策路の保全に協力します。</li> </ul>

## 取組指標

取組指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1 保護樹林地面積	17,578 m <sup>2</sup>	次期「立川市緑の基本計画」の中で目標値を設定する
2 保存樹木数	478 本	483 本
3 都市農地（生産緑地）の面積	199.92ha	190ha 以上

図8 水と緑のネットワークの図



## (2) 新たな水辺と緑地の創出

### 取組

#### ア 水辺と緑地の創出

公園・緑地の整備を計画的に実施します。その際に、湧水等の水源が確保できる場合は、水に親しみやすい公園を整備します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「立川市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を行います。（公園緑地課）</li> <li>・流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。（公園緑地課）</li> <li>・「東京都自然保護条例」「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」等に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者及び市民に協力を要請します。（都市計画課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅敷地内に花や樹木を植栽します。</li> <li>・屋上緑化<sup>※</sup>や壁面緑化<sup>※</sup>に努めます。</li> <li>・開発に伴う緑化地の設置に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化に努めます。</li> <li>・屋上緑化や壁面緑化に努めます。</li> <li>・開発に伴う公園または緑化地の設置に努めます。</li> </ul>

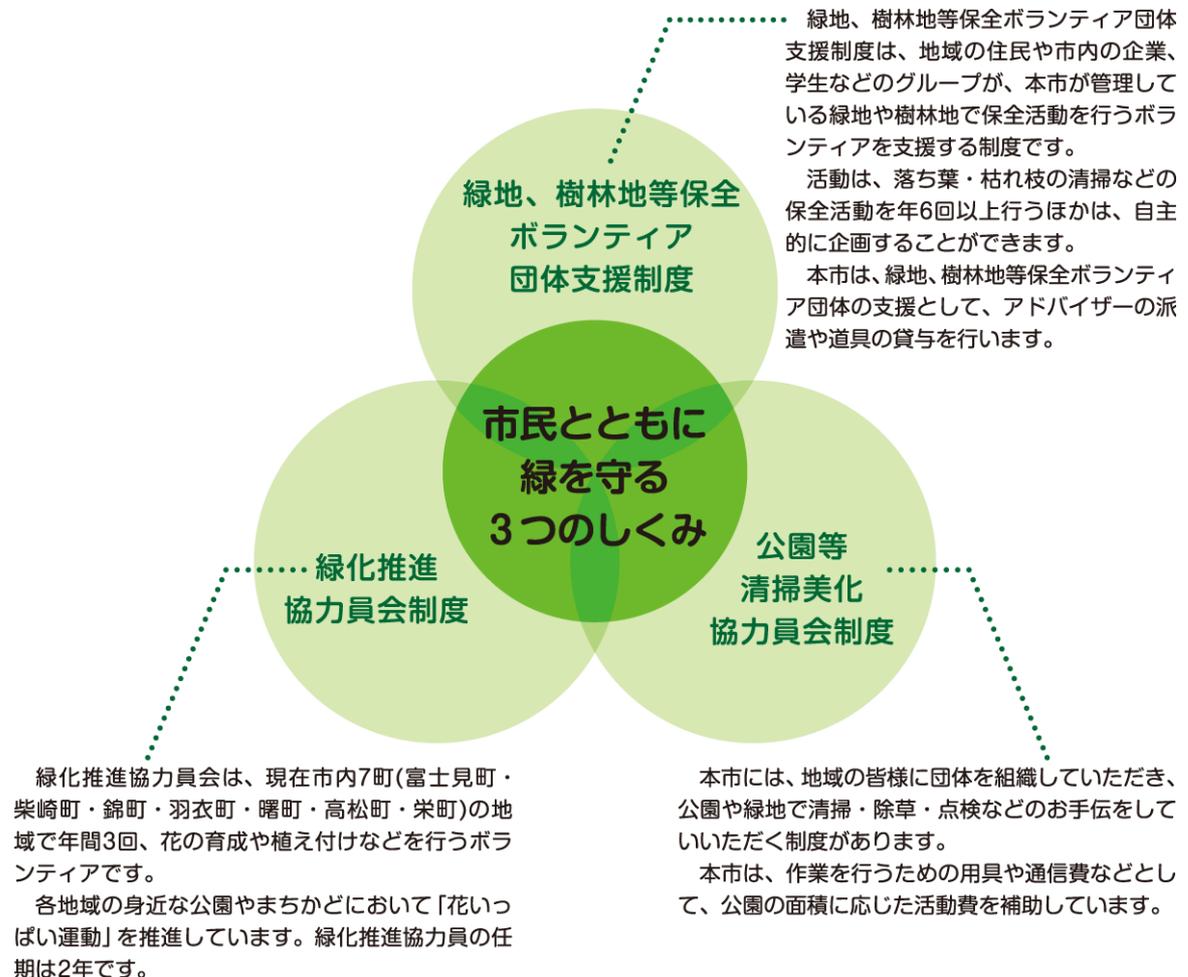
#### イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理

公園整備の際は、周辺住民の意見を取り入れながら、地域の特性に配慮した公園づくりを行います。公園の管理は、市民と協働する体制を推進するとともに、緑地や水路沿いの散策路の管理についても、周辺住民や市民団体等と協働で行うしくみづくりを検討します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等と協働し、地域の特性にあった公園づくりを行います。（公園緑地課）</li> <li>・地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。（公園緑地課）</li> <li>・市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。（公園緑地課）</li> <li>・市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。（公園緑地課）</li> <li>・環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。（環境対策課・公園緑地課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を適正に利用し、公園の管理に参加します。</li> <li>・緑地や水路等にある散策路の管理に協力します。</li> <li>・自宅敷地内に花や樹木を植栽します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地や水路等にある散策路の管理に協力します。</li> <li>・敷地内の緑化に努めます。</li> </ul>

■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	立川市の管理する都市公園および都市公園以外の公園の面積	635,136.36㎡	次期「立川市緑の基本計画」の中で目標値を設定する
2	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73公園	76公園



緑化推進協力員会による花の苗の植え付け



幸町の保護樹林地

❖本市では上記で紹介した制度の他、花苗の育成を市内福祉団体に委託して障害のある人たちの社会参加の機会を広げ、上記でご紹介した緑化推進協力員会等による花の苗の植え付けにつなげるなど、市民へ憩いの場や安らぎの場を提供する事業を行っています。

### (3) 生きものの多様性の確保

#### 取組

#### ア 生きものの多様性の現状把握

本市の生きものの現状を把握するために、市民や環境に関わる市民団体との協働により、身近な生きもの調査を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加の身近な生きもの調査を実施します。（環境対策課）</li> <li>「立川いきものデータベース◇」を活用して生きものに関する情報を蓄積します。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きものに関する情報を本市の要請に応じて提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きものに関する情報を本市の要請に応じて提供します。</li> </ul>

#### イ 生きものの多様性に関する情報発信

生きもの調査で得られた情報や、市民や市民団体が独自に行っている自然観察会や調査等の情報については、統合し、集積、発信するしくみを検討します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の生きものに関する情報を公表します。（環境対策課、図書館）</li> <li>市内の生きものに関する情報を整理した資料を作成します。（環境対策課）</li> <li>広報紙や市民交流大学の講座などを通じて、生きもの多様性の大切さを普及啓発します。（環境対策課、生涯学習推進センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する講座やイベントなどに積極的に参加・協力します。</li> <li>自然観察会の講師の育成に関する講座などを受講し、自然観察会等の講師を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントや自然観察会などに参加・協力します。</li> </ul>

#### ウ 生きもの多様性の保全

市民や市民団体と協力して、多様な生きものが生育・生息する場所の環境を保全します。また、生きもの多様性が学習できるさまざまなフィールドを活用して小学校や保育園での環境学習につなげます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働により、市内の生きもの多様性を保全する取組を進めます。（環境対策課、公園緑地課）</li> <li>生きもの多様性が学習できるフィールドを活用し、小中学校や保育園での環境学習につなげます。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市から提供される生きものに関する情報を収集し、生きもの多様性の保全に向けた行動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市から提供される生きものに関する情報を収集し、生きもの多様性の保全に向けた行動に努めます。</li> </ul>

#### 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	立川いきものデータベース掲載数	3,034件	10,000件
2	自然観察会等の開催回数	2回	2回

◇立川いきものデータベース：平成28(2016)年度から始められた立川市内の生きものデータベース。ウェブ上で一般の人からの投稿写真を受け付け、データベースをつくり上げていくもの。

## (4)水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

### 取組

#### ア 水や緑とともにある歴史・文化の継承

五日市街道、玉川上水など、地域の歴史・文化とともにある水と緑を、歴史・文化との調和を保ちながら保全します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財等を含めた歴史的景観を保全するため、文化財の調査や保護、民俗芸能等の継承・発展に努めます。（生涯学習推進センター）</li> <li>風致地区◇（五日市街道、玉川上水）内の建築等の行為に対して許可等による規制を行い、良好な自然的景観を維持します。（都市計画課）</li> <li>市民団体との協働による資料調査や伝統文化の保存継承活動を実施します。（生涯学習推進センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の歴史遺産を学び、歴史的景観の保全に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の建築や構造物の設置時には、周辺の歴史的な景観に配慮します。</li> </ul>

#### イ 水や緑とともにある歴史・文化資源の活用

本市の歴史・文化と自然環境に同時にふれあえる市内の歴史遺産や景観等を広く紹介します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の歴史や文化、自然風土を学習する場として、水と緑とともにある歴史・文化資源を活用し、体験学習等の充実を図ります。（生涯学習推進センター）</li> <li>水や緑、文化の薫りを感じながら散策できる「詩歌の道◇」を紹介します。（地域文化課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の歴史や文化、自然風土の学習会に参加します。</li> <li>立川の歴史や風土を学ぶために古民家園や歴史民俗資料館等を有効利用します。</li> <li>「詩歌の道」を訪れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の歴史や文化、自然風土の学習会の開催に協力します。</li> </ul>

### 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	日頃から文化芸術に触れる機会がある市民の割合	46.1%	52.0%
2	歴史民俗資料館収集資料点数	16,589点	17,200点

◇風致地区：都市の自然的景観を維持するために都市計画法で定められた地区。

◇詩歌の道：立川市にゆかりの深い作家の句碑や歌碑が建立されている、根川緑道を中心とした立川市歴史民俗資料館から根川貝殻坂橋までの約2.4キロメートルの道のこと。

### 基本方針3

## ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

日本において、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や生活様式を見直し、社会における物質循環の確保により、天然資源の消費の抑制を図り、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が進められています。

本市においても、ごみの減量や資源の有効利用に取り組んできており、平成25(2013)年度から家庭ごみの戸別収集・有料化に取り組み、ごみの減量について一定の効果をえています。今後さらにごみを減らすために、日常生活や事業活動において、一人ひとりが意識をして家庭や事業所から発生するごみの削減や資源の有効利用を一層進めます。また、安定したごみ処理の観点から、施設の整備及び維持管理を計画的に進めます。

#### 基本方針3

##### 目標

本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。

##### 指標

燃やせるごみ量を令和6(2024)年度までに、平成19(2007)年度比50%削減を目指します。

#### 取組の方向性

##### (1) ごみ減量の推進

- ア 家庭ごみの減量
- イ 事業系ごみの減量

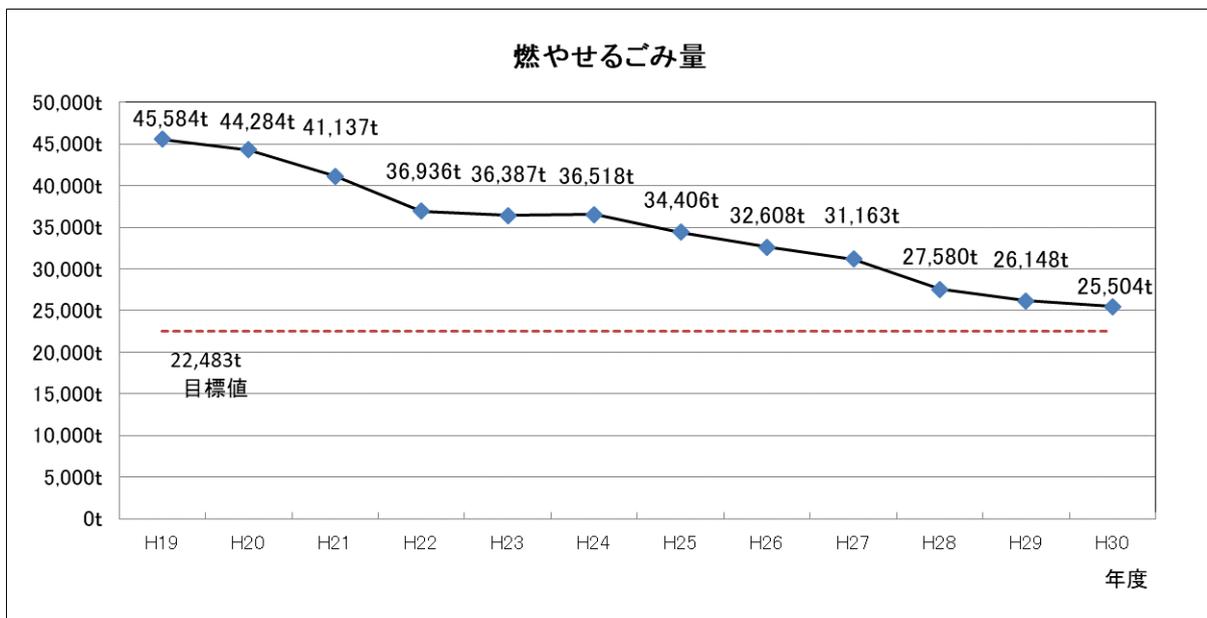
##### (2) 資源の有効利用

- ア 資源の再使用の推進
- イ 資源のリサイクルの推進

##### (3) 安定したごみ処理

- ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施
- イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進

図9 指標「燃やせるごみ量」



(出典) 立川市ごみ対策課資料

## (1) ごみ減量の推進

### 取組

#### ア 家庭ごみの減量

ごみの減量に貢献するための行動や減量の実態について、広報紙やホームページで紹介するなど、ごみ減量に向けた行動を促進するための取組を進めます。また、ごみの分別方法について、わかりやすい情報の発信に努めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、ホームページ、印刷物への掲載やイベント、地域説明・意見交換会等で燃やせるごみの50%減量に向け、周知・啓発を図ります。（ごみ対策課）</li> <li>・ 生ごみの水切りの周知・啓発を行い、生ごみの減量につなげます。（ごみ対策課）</li> <li>・ 紙類やプラスチックの分別の周知を行い、リサイクルを進めます。（ごみ対策課）</li> <li>・ 食材などの計画的な購入や食べきりなど、食品ロス削減の取組について、周知・啓発を行います。（ごみ対策課）</li> <li>・ レジ袋や、ペットボトルなどの容器を減らすため、マイバッグ*やマイボトル、リユース*容器などの利用を促進します。（ごみ対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要となるものを買わないなど、ごみが発生しない生活を実践します。</li> <li>・ ごみと資源物の分別を行い、出し方のルールを守ります。</li> <li>・ 食材は、必要な分だけ購入し、使い切ります。</li> <li>・ 簡易包装商品の購入、買い物時にマイバッグを持参するなど、ごみ減量を意識した行動を心がけます。</li> <li>・ ペットボトルなどの使い捨ての容器を減らすため、マイボトルやリユース容器を利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバッグやマイボトル、リユース容器の利用を消費者に呼びかけます。</li> <li>・ 簡易包装への協力を消費者に呼びかけます。</li> <li>・ 「ごみとなるものは売らない」、「環境負荷の少ない製品づくり」など、ごみ発生抑制に貢献します。</li> </ul>

#### イ 事業系ごみの減量

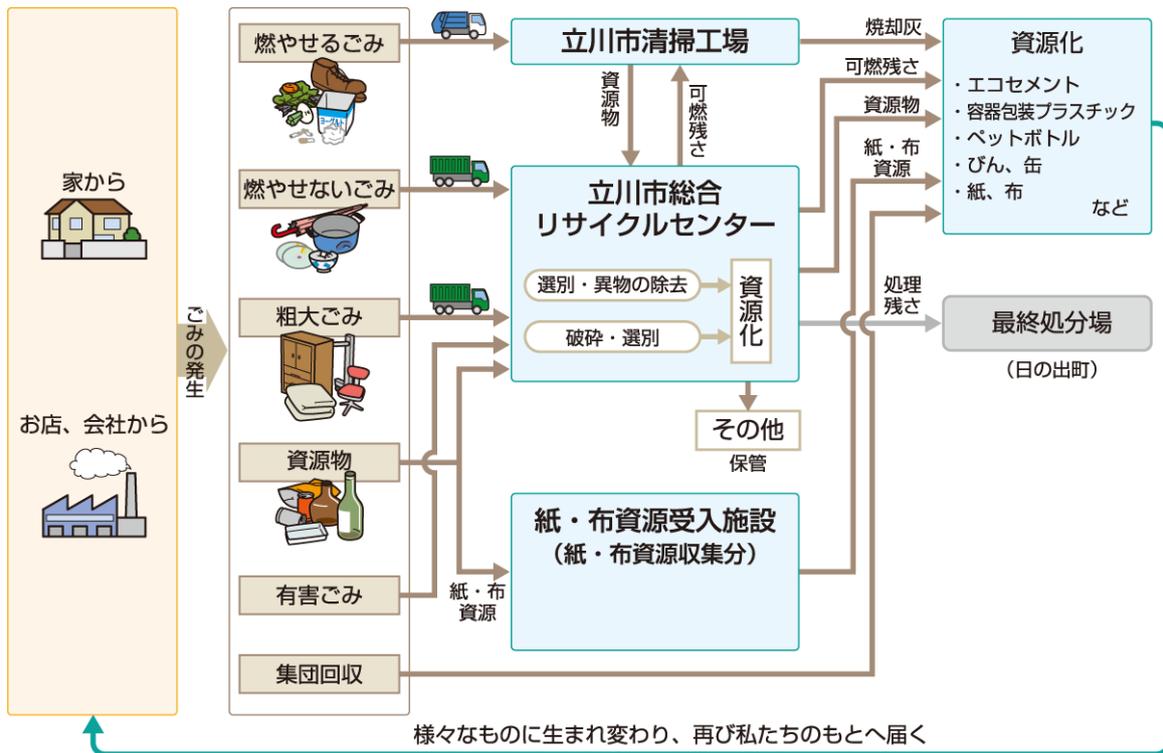
関係団体との連携によるごみ減量の啓発を行い、燃やせないごみや資源ごみ等の受け入れ制限を継続するとともに搬入量の多い事業所を中心に減量化に向けた適正処理についての指導や搬入物検査を強化して事業系ごみの減量を進めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会など関係団体と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進の周知・啓発を行います。（ごみ対策課）</li> <li>・ 事業者への訪問による助言や搬入物検査などの指導を行います。（ごみ対策課・清掃事務所）</li> <li>・ ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。（ごみ対策課）</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみと資源物の分別を行い、出し方のルールを守ります。</li> <li>・ 生ごみや紙類を分別し資源化してごみを減量します。</li> </ul>

■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	家庭ごみ排出量	36,297t	35,020t
2	事業系ごみ排出量	13,555t	6,640t

図10 ごみ処理・処分の流れ



## (2)資源の有効利用

### 取組

#### ア 資源の再使用の推進

総合リサイクルセンターの「リサイクルショップにしすな」等の利用や不用品情報の提供などにより、資源の再使用を促します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切に使用し、壊れたものは修理するなど、長く使う意識を持ってもらうように啓発します。（ごみ対策課）</li> <li>おもちゃの病院を開催し、物を大切に作る心を育てます。（生活安全課）</li> <li>イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>服や家具などのリユースに努めます。</li> <li>壊れても修理して使うなど、できるだけものを長く使うよう心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の服や家具などのリユースに協力します。</li> <li>壊れても修理して使うなど、できるだけものを長く使うよう心がけます。</li> </ul>

#### イ 資源のリサイクルの推進

紙類やプラスチックを分別し、ごみを資源としてリサイクルするルールについて、市民・事業者に対して周知・啓発を行います。また、缶やびん、プラスチック、生ごみ、せん定枝などの資源化を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化に努めます。（ごみ対策課）</li> <li>地域で行う資源物の集団回収を支援します。（ごみ対策課）</li> <li>「生ごみ分別・資源化事業」を継続して実施し、生ごみの処理の方向性について引き続き検証を行い、他地域での取組の導入を検討します。（ごみ対策課）</li> <li>リサイクルを推進するため、資源化の処理、ルートなどの研究、検討を行います。（ごみ対策課）</li> <li>生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。（ごみ対策課）</li> <li>焼却灰はエコセメント<sup>◇</sup>として再利用します。（清掃事務所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物する際は、率先して環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入します。</li> <li>資源となるものを分別し、適正に排出します。</li> <li>リサイクルできる製品について学び、リサイクルを心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡トレイやペットボトルなど、販売した製品を回収し、リサイクルします。</li> <li>厨芥類の分別・資源化を推進します。</li> <li>リサイクルできる材料や製品について学び、リサイクルを心がけます。</li> </ul>

◇エコセメント：多摩地域25市1町のごみの焼却により発生した焼却灰を原料に生産したセメント。このエコセメントを使用し歩道のブロック等をつくり、本市では道路工事等に使用している。

■取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	食器再使用システムの利用団体数	60 団体	60 団体
2	資源化率◇	43.2%	45.1%

図11 新清掃工場の機能

新清掃工場の機能（新清掃工場整備運営事業 基準仕様書より抜粋）

新清掃工場の完成予想パース



※細部については変更することがあります。

ごみ処理方式・規模  
公害防止基準  
プラント設備方式

- ・ ストーカ式焼却（炉構成 60 t / 日 × 2 炉）
- ・ 法規制値等より厳しい排ガス基準値（自主基準値）の設定
- ・ 煙突高さ 59m など

余熱利用計画

- ・ ごみ焼却による余熱を利用した発電（発電効率 16.5%以上）
- など

環境学習機能

- ・ 公害監視盤の設置
- ・ 見学者説明用の設置
- ・ 見学者説明室の設置
- ・ 啓発資料コーナーの設置
- ・ 見学者説明用アプリ
- など

防災機能

- ・ 耐震性能の確保（重要度係数 1.25）
- ・ 主要な部屋及び機器等はハザードマップ浸水水位以上を確保
- ・ 防災備蓄倉庫を整備
- ・ 発災時の電力供給及び給湯
- など

建築計画

- ・ 周辺の緑との連続性の確保
- ・ 周辺の街並みとの調和
- ・ ユニバーサルデザインへの対応
- など

◇資源化率：排出されたごみのうち、資源化されたごみの割合。総資源化量をごみ総排出量で割ったもの（総資源化量÷ごみ総排出量）  
ごみ総排出量と総資源化量には、集団回収量を含み、埼玉県寄居町の民間処理施設等搬入分は含まない。

### (3) 安定したごみ処理

#### 取組

#### ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施

清掃工場や総合リサイクルセンターの安定した稼働のため、計画的に保守点検や整備補修を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現清掃工場や総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検や整備、補修を行います。（ごみ対策課・清掃事務所）</li> <li>・ 非焼却による再資源化施設の実証導入の取組について、情報収集に努めます。（清掃事務所）</li> <li>・ 現清掃工場の周辺住民に対して、定期的に焼却炉の運転状況等について報告を行います。（清掃事務所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の負担軽減のため、ごみの減量化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の負担軽減のため、ごみの減量化に努めます。</li> </ul>

#### イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進

新清掃工場の建設に向けて、建設地周辺住民と合意形成を図り、清掃工場の移転を計画的に進めていきます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新清掃工場の整備を促進し、令和5(2023)年3月の運営開始を目指します。（新清掃工場準備室）</li> </ul>	—	—

#### 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	施設稼働率 <sup>◇</sup> （現清掃工場）	100.0%	100.0% （令和4(2022)年度）
2	施設稼働率（総合リサイクルセンター）	89.0%	100.0%

◇施設稼働率：施設の実稼働日数を計画稼働日数で割ったもの（実稼働日数÷計画稼働日数）  
実稼働日数＝計画稼働日数－故障等による停止日数

## 基本方針4 地球温暖化の防止を旨したまちづくりを進めます

世界的規模で気温の上昇や異常気象の多発、雪氷の広範囲の融解など、地球温暖化が要因と考えられる問題が顕在化しつつあります。本市においても、温室効果ガスの排出量が多い民生業務部門<sup>◇</sup>、民生家庭部門<sup>◇</sup>での省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー等の導入により、地球温暖化対策を進めるとともに、低炭素まちづくりを推進します。また、地球温暖化が原因と考えられる局地的な豪雨による都市型水害等を防止する取組を進めます。

### 基本方針4

### 取組の方向性

#### 目標

日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を旨すまちづくりを推進します。

#### 指標

本市全体でのエネルギー消費量を令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で38%削減、令和6(2024)年度では、6,210TJ<sup>\*</sup>となることを旨します。

#### (1) 省エネルギー対策の推進

- ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進
- イ 公共施設における省エネルギー対策の推進

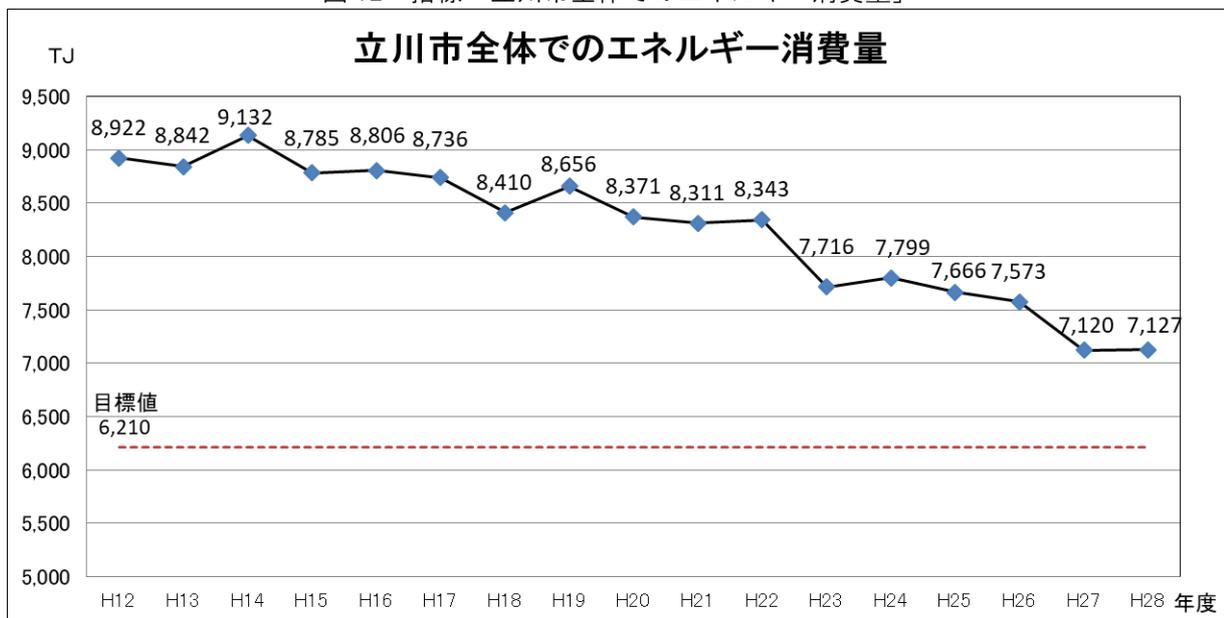
#### (2) 再生可能エネルギー等の導入推進

- ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進
- イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討

#### (3) 低炭素まちづくりの推進

- ア 地域で行う低炭素まちづくり
- イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減
- ウ 二酸化炭素吸収源の確保
- エ 地球温暖化への適応

図12 指標「立川市全体でのエネルギー消費量」



(出典) オール東京62市区町村共同事業 みどり東京温暖化防止プロジェクト 立川市エネルギー消費量の推移

◇民生業務部門：第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など)に属する企業・個人が、事業所内で消費したエネルギーを計上するための部門。

◇民生家庭部門：家庭の住宅内で消費したエネルギーを計上するための部門。自家用車や公共交通機関の利用など人や物の移動に利用したエネルギーの消費は運輸部門に計上する。

## (1)省エネルギー対策の推進

### 取組

#### ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進

日常生活における省エネルギーの取組を呼びかけるとともに、住宅での省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステム<sup>※</sup>の導入を促進します。また、事業活動において、省エネルギー効果の高い設備を導入する事業者に対して支援します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における省エネルギーの取組を呼びかけ、省エネルギーの普及に向けた周知・啓発を行います。（環境対策課）</li> <li>玉川上水などの散策ルートや樹木の多い公園を紹介し、市内の木陰の利用につなげます。（公園緑地課）</li> <li>省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を周知・啓発します。（環境対策課）</li> <li>事業者に対して補助金の交付などの支援を行うことで、省エネルギー効果の高い設備の導入を推進します。（環境対策課）</li> <li>省エネルギー改修を行った事業者が講演会・事例発表会で成果を発表することで、設備改修による省エネルギー化の効果を周知します。（環境対策課）</li> <li>商店街の装飾灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された装飾灯の電気料の補助を行います。（産業観光課）</li> <li>自治会の防犯灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された防犯灯の電気料の補助を行います。（市民協働課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気使用量や自動車利用の削減など、エネルギーの使用を減らす生活への転換を進めます。</li> <li>涼みどころとして、市内の木陰を利用します。</li> <li>庭先に打ち水を行います。</li> <li>LED照明や高効率給湯器<sup>◇</sup>など省エネルギー機器への買い替えを検討します。</li> <li>住宅などの改修時には、断熱性能の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー診断や省エネルギー研修会への参加や省エネルギー改修などに努めます。</li> <li>電気使用量や自動車利用の削減など、エネルギーの使用量を減らす事業活動への転換を進めます。</li> <li>省エネルギー製品を開発し、販売できるよう努めます。</li> <li>LED照明や高効率給湯器など省エネルギー機器への買い替えを検討します。</li> <li>建物や施設などの改修時には、断熱性能の向上を図ります。</li> </ul>

◇高効率給湯器：従来の機器よりも少ないエネルギー（電気やガスなど）でお湯を沸かすことができる機器。省エネルギーとなり、温室効果ガスの排出量の削減につながる。

### イ 公共施設における省エネルギー対策の推進

公共施設において省エネルギー機器への交換を推進するとともに、利用者に省エネルギーへの協力を呼びかけます。また、公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー型の施設整備を推進します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設において、節電の呼びかけを行います。（環境対策課）</li> <li>公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー化を図ります。（環境対策課）</li> <li>公共施設において、省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組みます。（環境対策課）</li> <li>公共施設にクールシェア◇、ウォームシェア◇のスペースを設けます。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設を利用する際は、節電など省エネルギーに協力します。</li> <li>クールシェア、ウォームシェアのスペースを利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設を利用する際は、節電など省エネルギーに協力します。</li> </ul>

### ■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	公共施設における温室効果ガス排出量（第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で詳述）	23,796 t-CO <sub>2</sub> eq <sup>※</sup>	19,637 t-CO <sub>2</sub> eq <sup>注)</sup>

注) 基準年度（平成25(2013)年度）比で温室効果ガス排出量を26%削減した値。  
 基準年度（平成25(2013)年度）の温室効果ガス排出量 26,494 t-CO<sub>2</sub>eq

- ◇クールシェア：一人ひとりが冷房を使うのではなく、家庭や地域の涼しい場所を皆で共有することや、公園や図書館などの公共施設で涼をシェアすることが、エネルギーの節約につながるというもの。
- ◇ウォームシェア：一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族が1つの部屋に集まること、自宅の暖房を止めて図書館や商業施設などの暖かい場所に出かけることが、エネルギーの節約につながるというもの。

## (2)再生可能エネルギー等の導入推進

### 取組

#### ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進

日常生活における太陽エネルギー利用機器の設置支援を行うとともに、蓄電池等の導入補助など、日常生活における再生可能エネルギー等の導入を促進するための新たな支援を検討します。また、事業者が再生可能エネルギー等を導入する際の支援の方法や、導入を検討するインセンティブになる取組について検討します。

市(担当課)	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽エネルギー利用機器や蓄電池等の設置についての支援を検討します。(環境対策課)</li> <li>再生可能エネルギー等の導入を促進するために、利用機器および国や東京都の支援制度について、周知・啓発を行います。(環境対策課)</li> <li>再生可能エネルギーによる「創エネ」と「蓄エネ」の活用により、温室効果ガスのゼロエミッションの実現を目指した枠組みをつくります。(環境対策課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備などの再生可能エネルギー等の利用を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備などの再生可能エネルギー等の利用機器の導入を検討します。</li> <li>本市と協力して、再生可能エネルギー等の導入による効果などの紹介や情報提供を行います。</li> </ul>

#### イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討

公共施設を改修、新設する場合は、再生可能エネルギー等について、技術革新や費用対効果等を踏まえ、適切な設備の導入を検討します。

市(担当課)	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における再生可能エネルギー等については、環境学習や災害対策での活用や技術革新なども考慮し、機能的かつ効率的な設備導入を検討します。また、市民や事業者との協働による導入方法を研究します。(環境対策課)</li> <li>公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギー等の導入に努めます。(環境対策課)</li> </ul>	—	—

### 取組指標

取組指標	現状(平成30年度)	目標(令和6年度)
1 公共施設における再生可能エネルギー導入施設数	5施設	10施設

### (3) 低炭素まちづくりの推進

#### 取組

#### ア 地域で行う低炭素まちづくり

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）<sup>◇</sup>の策定を検討するとともに、地域全体で低炭素まちづくりを進めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に向けた準備を進めます。（環境対策課）</li> <li>低炭素まちづくりの概念を、市が行うすべての施策に取り入れ、評価を行います。（環境対策課）</li> <li>再生可能エネルギーを主体としたエネルギーの地産地消に取り組みます。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい製品を選択するよう努めます。</li> <li>買い物の際は、マイバッグの使用を心がけます。</li> <li>地元の農産物を優先的に購入するよう努めます。</li> <li>令和 32(2050)年までの脱炭素化の実現を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい製品の製造・販売に努めます。</li> <li>店頭での啓発などにより、市民にマイバッグの使用を促します。</li> <li>地元の農産物を販売するよう努めます。</li> </ul>

#### イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減

自動車利用自粛等の啓発、自転車利用環境の整備などを行うとともに、アイドリングストップやカーシェアリング<sup>◇</sup>、低公害車の購入や利用の啓発を行います。また、公用車を購入・リースする際は、低公害車を選択します。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車を購入・リースする際は、低公害車を導入します。（総務課）</li> <li>自動車のアイドリングストップ、自動車の相乗り奨励など、エコドライブの周知・啓発を行います。（環境対策課）</li> <li>自転車の利用促進に取り組みます。（交通対策課）</li> <li>カーシェアリングの利用推進を目指します。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ自動車の利用を控えます。</li> <li>アイドリングストップを励行します。</li> <li>自動車を購入する際は、低公害車の選択を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ自動車の利用を控えます。</li> <li>アイドリングストップを励行します。</li> <li>自動車を購入する際は、低公害車の選択を検討します。</li> <li>自転車駐車を適切に整備し、自転車を利用しやすい環境を整えます。</li> <li>カーシェアリングの利用推進を図ります。</li> </ul>

◇地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）：

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県、指定都市、中核市及び特例市による策定が義務づけられた、区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための計画。

◇カーシェアリング：必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。エネルギー消費の効率化といった環境保全上の効果や利用者が所有する車の維持費の低減、都市における駐車場問題の解消といったメリットが期待される。

## ウ 二酸化炭素吸収源の確保

「立川市緑の基本計画」に基づき、緑地や公園の保全・創出を図ります。また、地域住民と連携した維持管理を行います。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に実施します。（公園緑地課）</li> <li>・森林環境譲与税を活用して、森林利用の促進や普及啓発等の取組を行います。（財政課、環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の庭に花や樹木を植栽します。</li> <li>・屋上緑化や壁面緑化に努めます。</li> <li>・公園・緑地の維持管理に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化に努めます。</li> <li>・公園・緑地の維持管理に協力します。</li> </ul>

## エ 地球温暖化への適応

地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨に対応した下水道整備を進めます。また市民や事業者が取り組むことができるクールビズやウォームビズの導入奨励や緑のカーテン<sup>◇</sup>の設置、打ち水などの普及を進めます。

市（担当課）	市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（下水道管理課）</li> <li>・雨水対策として、下水道整備を進めます。（下水道工務課）</li> <li>・地球温暖化による気候変動の影響についての周知啓発を行うことで、温室効果ガスの排出量削減が必要であることを啓発します。（環境対策課）</li> <li>・クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水などのヒートアイランド対策を実施します。（環境対策課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水など、日常生活で行えることを実践します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水など、事業活動で行えることを実践します。</li> <li>・緑のカーテンの取組を支援します。</li> </ul>

## ■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	温暖化防止に取り組んでいる市民の割合	83.9%	90.0%
2	立川市全体のエネルギー消費量	7,127 TJ（平成28年度）	6,210 TJ
3	低炭素まちづくりの概念を取り入れた施策数	—	37 施策 <sup>注)</sup>

注) 立川市第4次長期総合計画後期基本計画の分野別計画に掲げられた施策のこと。全部で37施策ある。

◇緑のカーテン：つるが伸びる植物などを建物の外側にカーテン状に生育させ、建物の温度が上がるのを抑える省エネルギー手法。

### 4-3 協働プロジェクト

#### (基盤的取組に関する基本方針1 に対する具体的な取組)

##### 基盤的取組に関する 基本方針1

##### 良好な環境を保全・再生・創出する活動を 広げ、継承します

本市では、多くの環境に関わる市民団体との協働による取組や各団体、地域ごとにさまざまな形で、環境保全や環境啓発の活動についての取組が行われています。そこで、これらの活動を継承していくために、幅広い年代層からの参加を視野に入れ、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を検討します。また、環境に関する情報の集約化を進め、多様な主体（市民や事業者、来訪者、地域、市など）が活動に参加するための情報を得やすい環境づくりを行います。

##### 基盤的取組に関する基本方針1

###### 目標

多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します。  
◎この基本方針では、5年間の取組を重視し、10年間の目標に対する指標は設けないこととしました。

##### 取組の方向性

###### (1) 環境学習機会の拡充

- ア 環境に関する講座等の開催
- イ 環境に関する体験学習機会の提供

###### (2) 環境配慮行動の実践

- ア 環境に関する情報の発信
- イ 環境に関する情報の共有
- ウ 環境配慮行動の促進

###### (3) 誰もが参加できる協働の推進

- ア 協働のしくみづくり
- イ 人材の育成・活用
- ウ 広域連携の推進

#### (1) 環境学習機会の拡充

##### 取組

環境学習機会の拡充のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

##### ア 環境に関する講座等の開催

環境保全や環境配慮の行動につなげるためのきっかけづくりとなるように、環境問題への関心を深めることを目的とした講座や実習を開催します。

##### イ 環境に関する体験学習機会の提供

小学校のプールをフィールドにした「ヤゴの救出作戦」など、小学校や保育園で、市民や団体による体験型の環境学習を行う機会を設けます。

## (2) 環境配慮行動の実践

### 取組

環境配慮行動の実践のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

#### ア 環境に関する情報の発信

本市が行っている環境配慮行動の事例や環境に配慮した商品などの紹介、市民や事業者が行っている取組とその効果の見える化を本市のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ放送などを通じて行います。また、本市で収集・整理した環境に関する情報をもとに資料を作成し、学校等での環境学習に活用することを検討します。

#### イ 環境に関する情報の共有

環境配慮行動の事例や環境問題に関するグループの登録情報の収集と整理を行い、その結果を本市のホームページなどで紹介し、環境に関する情報の共有を図ります。

#### ウ 環境配慮行動の促進

多様な主体による環境配慮行動の実践を推進するため、既に行われている環境配慮行動を評価する方法を検討します。また、環境配慮行動を行いたい、継続したい、と思う市民や事業者が増えるしくみづくりを進めます。

## (3) 誰もが参加できる協働の推進

### 取組

誰もが参加できる協働の推進のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

#### ア 協働のしくみづくり

多様な主体と連携して取り組むためのしくみづくりを行います。

#### イ 人材の育成・活用

環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やすため、環境に関する講座を開催するとともに、さまざまな環境に関する取組や子どもたちへの環境学習に気軽に参加できるしくみを構築していきます。

#### ウ 広域連携の推進

環境の保全等を図るために広域的な取組が効果的なものについては、市民団体、環境関連団体、学術機関、国、東京都及び周辺の地方公共団体と協力し、その推進に努めます。

## ■協働プロジェクト

### 1 協働プロジェクトの位置づけ

目指すべき環境像を実現するためには、多様な主体が本市の環境に関心を持ち、環境に配慮して実際に行動することが必要です。また、本市では、市民との対話を重視し、多様な主体との協働のまちづくりを行うためのしくみづくりを以前から進めており、協働の素地はできています。

そこで、本計画期間中に、市民や事業者に情報を発信し、自発的な行動が広がることを目指した、多様な主体の連携で取り組む、協働プロジェクトを設定します。

### 2 協働プロジェクトのテーマ

本市の特徴として、「多摩地域における業務、商業等の中核拠点としてのまち」と、「河川や水路、その周辺の緑、緑道、公園、崖線、農地などの水と緑が身近にあるまち」の2つの顔を持っていることがあげられます。

前期の5年間（平成27(2015)年度から平成31(2019)年度）では、中核拠点として発展しながらも環境負荷が少なく、環境にやさしい行動を実践する「エコなまち」を推進すること、「水と緑と生きものを感じられるまち」を将来世代に引き継ぐことの2つを目指して、「目指そう！エコなまち」、「目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち」をテーマに、取組を進めてきました。

後期の5年間（令和2(2020)年度から令和6(2024)年度）では、前期の取組をより一層進めていきます。また、新たに、日常生活からプラスチックごみによる環境負荷を減らし、まちなかでの美化に取り組む「クリーンなまち」を目指して、「目指そう！クリーンなまち」をテーマに取組を進めます。

### 3 協働プロジェクトへの多様な主体の関わり方

多様な主体の各協働プロジェクトへの関わり方は、以下を基本とします。

#### <市民・地域>

- ・日常生活における環境配慮行動の実施
- ・市や事業者等の取組への協力・参加

#### <事業者>

- ・事業活動における環境配慮行動の実施
- ・市や市民等の取組への協力・参加

#### <来訪者>

- ・市民、事業者、市の環境に配慮した取組への協力・参加

#### <市>

- ・誰もがプロジェクトに参加できるしくみづくり
- ・環境に関する情報の収集・発信
- ・市民や事業者、来訪者に環境配慮行動を促す率先的な行動の実施

## 4 協働プロジェクトの推進組織

協働プロジェクトごとにつくられた推進組織において、毎年、協働プロジェクトの進捗状況を把握・評価し、次年度の取組を検討します。

### ① 構成

協働プロジェクトごとに関係する、市民、事業者、庁内関係各課の職員等により組織を構成します。

### ② 役割

- ・各主体の取組の進捗状況を把握・評価し、その結果を共有します。
- ・進捗が思わしくない取組については、その解決策を検討します。
- ・進捗状況や次年度の取組における、役割・予定等について整理します。

## 5 協働プロジェクトの目標・取組例

### (1) 目指そう！エコなまち

#### <目標>

多様な主体それぞれが、環境負荷の少ない商品の購入、省エネルギー機器の設置などのエコな取組をあたりまえのこととして行っているまちを目指します。

#### <具体的な取組例>

- ・エコな買い物！エコな立川
- ・むりなく節電！省エネルギーのしくみづくり
- ・備えよう！低炭素と防災のまち など

### (2) 目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち

#### <目標>

多様な主体それぞれが、水や緑を楽しむ機会を増やし、本市の水と緑を守り育てる取組を行っているまちを目指します。

#### <具体的な取組例>

- ・集めよう！地域の水と緑と生きもの情報
- ・学ぼう！地域の水と緑と生きもの
- ・引き継ごう！地域の水と緑と生きもの など

### (3) 目指そう！クリーンなまち

#### <目標>

多様な主体それぞれが、プラスチックごみを減らし、身近な環境をきれいにする取組を行っているまちを目指します。

#### <具体的な取組例>

- ・断ろう！ unnecessaryなプラスチック包装
- ・使おう！マイバッグ、マイボトル
- ・しっかり分別！資源としてリサイクル
- ・参加しよう！地域の清掃美化活動 など

#### ■ 取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	地域の活動に参加している市民の割合	31.3%	40.0%

## 4-4 エコオフィスプラン2 1

### (基盤的取組に関する基本方針2に対する具体的な取組)

#### 基盤的取組に関する 基本方針2

#### 市が率先して環境に関する取組を進めます

本市は、市役所を中心として率先した環境に関する取組を進めています。今後さらに市民、事業者の環境に配慮した行動を促すために、本市の率先した取組をより一層進めます。

#### 基盤的取組に関する基本方針2

##### 目標

市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。

◎この基本方針では、5年間の取組を重視し、10年間の目標に対する指標は設けないこととしました。

#### 取組の方向性

本計画の基本方針1～4、基盤的取組に関する基本方針1を進めるために、市が率先して環境に関する取組を推進

#### 取組

本計画の基本方針1～4、基盤的取組に関する基本方針1を進めるために、市が率先して環境に関する取組を推進し、市民や事業者の環境に配慮した行動を促します。

## ■エコオフィスプラン 21

### 1 水に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水型器具の採用(センサー式蛇口など)や水使用量の削減に努めます。</li> <li>・ 環境にやさしい石鹼や洗剤を使用し、排水による環境負荷の低減に努めます。</li> </ul>

### 2 ごみの減量と資源の有効利用に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみ以外は、持ち帰りを基本とします。</li> <li>・ 消耗品などの物品調達に際し、ごみの発生抑制に配慮するとともに、不要物品の譲り合いなど、再利用、分別などによる資源リサイクルを徹底し、ごみの減量を図ります。</li> <li>・ ごみの持ち帰り・分別マニュアルを見直し、庁内でその実施を徹底します。</li> <li>・ ごみ・資源の分別の徹底と定期的な確認及び職員研修を実施します。</li> <li>・ グリーン購入◇ガイドラインを遵守・徹底します。</li> </ul>

### 3 自動車に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。</li> <li>・ 庁用車に低公害車等の導入を推進します。</li> <li>・ 通勤や業務での自転車利用を推進します。</li> </ul>

### 4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は 28℃、冬は 20℃となるように適切に空調の運転を管理します。</li> <li>・ パソコン、照明等の電気機器類は不使用时には電源を切るように徹底します。</li> <li>・ 公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。</li> <li>・ 庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。</li> <li>・ 二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。</li> <li>・ 各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。</li> <li>・ 施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。</li> </ul>

◇グリーン購入：製品を購入したり、サービスを受ける際に、価格、品質、利便性及びデザインなどだけでなく、環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

市の率先した行動

- ・ 施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。
- ・ 各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。

※本市が行う事務及び事業を対象とし、施設等から排出される温室効果ガスの現状、地球温暖化の防止に関する率先した取組を進めて達成を目指す目標値は、「第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記述しています。

## 5 その他

市の率先した行動

- ・ 公共施設周辺の美化に努めます。
- ・ 職員に向けた環境に関する知識を得るための研修やエコオフィスプラン21の研修を実施します。
- ・ 各施設のエネルギー管理マニュアルの策定を検討します。

## ■取組指標

取組指標		現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	公共施設における温室効果ガス排出量（第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で詳述）	23,796 t-CO <sub>2</sub> eq	19,637 t-CO <sub>2</sub> eq <sup>注)</sup>

注) 基準年度（平成25(2013)年度）比で温室効果ガス排出量を26%削減した値。  
基準年度（平成25(2013)年度）の温室効果ガス排出量 26,494 t-CO<sub>2</sub>eq

# 第5章

## 計画の推進体制・進行管理

### 5-1 推進体制

本計画を進める推進組織は、立川市環境審議会、庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）とします。

#### (1) 立川市環境審議会

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書（たちかわし環境ブック）やそれに対する市民などの意見を踏まえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。

##### ア 構成

市民、学識経験を有する者、事業者、関係行政機関の職員、市長の部内の職員により構成されます。

##### イ 役割

立川市環境基本条例第18条第2項に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- (ア) 環境基本計画に関すること。
- (イ) 環境の保全等に関する基本的事項

#### (2) 庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）

庁内の課を横断する組織として、環境の保全と回復及び創造にかかわる施策を総合的に推進し、本計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。

なお、エコオフィスプラン21の推進体制、進行管理については、別途庁内で検討し、実施します。

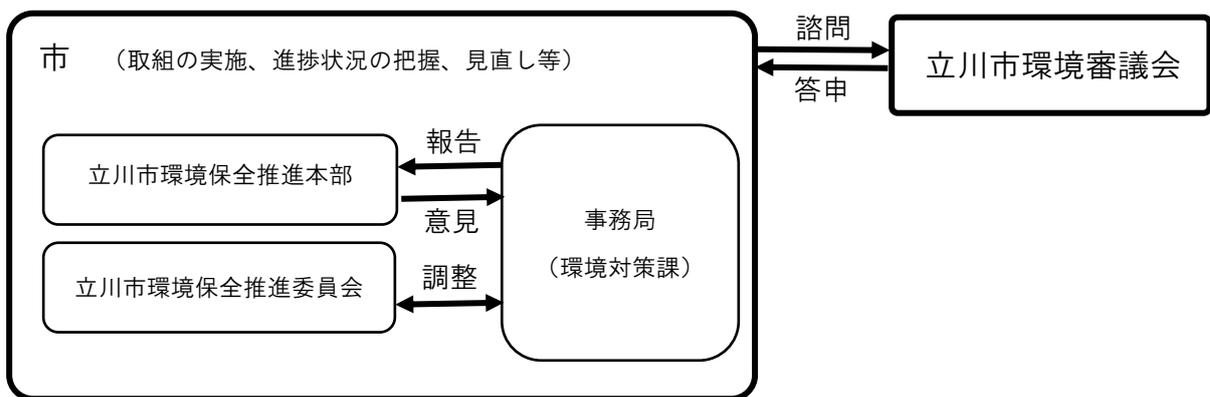
##### ア 構成

- (ア) 立川市環境保全推進本部は、市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長及び担当部長、教育委員会事務局教育部長と議会事務局長で構成します。
- (イ) 立川市環境保全推進委員会は、庁内の各部署の関係課長で構成する横断的な組織です。

## イ 役割

- (ア) 各課で取り組む環境保全の施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- (イ) 市民・事業者との協働事業の実施
- (ウ) 周辺市町村や国、東京都などと協働して取り組む施策・事業の実施と周辺市町村への環境情報の発信
- (エ) 各課で取り組む環境保全の施策・事業についての点検と評価
- (オ) 環境保全の施策・事業についての点検と評価結果を踏まえた取組の見直しと環境報告書（たちかわし環境ブック）の作成・公表
- (カ) 環境報告書（たちかわし環境ブック）に対する市民、立川市環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画等へ反映

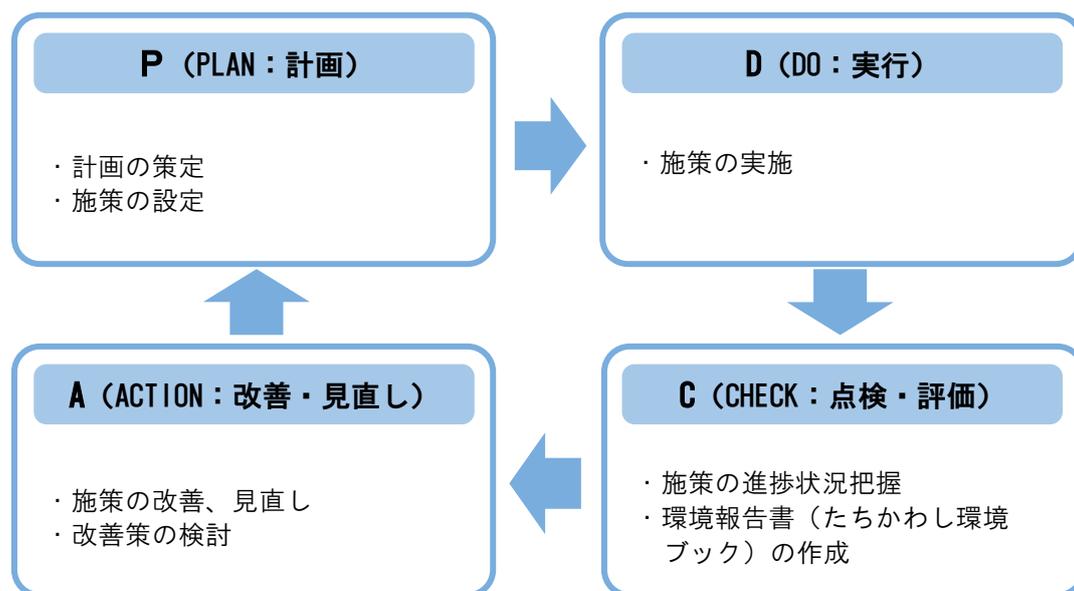
図13 推進体制



## 5-2 進行管理

目指すべき環境像の実現のために、本計画に示した取組を確実に実行し、その進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえて、これを見直し、必要に応じて改善を検討します。また、計画の進行管理は、P D C Aサイクルを用います。

図14 進行管理



毎年、計画に記述する取組の進捗状況を整理し、立川市環境審議会で審議したのち、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表します。

本市の取組の進捗状況は、施策進捗管理シートによる庁内調査で把握し、基本方針ごとに、取組状況と今後の展開を整理します。

市民、事業者の取組の進捗状況は、イベントへの参加者数やアンケート結果などで把握に努めます。

**第2期**

**立川市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

# 1 基本的事項

## (1) 計画の目的

「立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減に向けて、推進すべき取組について示すものです。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

なお、本市では、平成 12（2000）年度を初年度とする「環境基本計画」等に基づき、市職員が自ら実施する事務事業に伴う環境への負荷を低減するため、市の率先した取組と地球温暖化対策の 2 つの役割を併せ持つものとして、「エコオフィスプラン 21」を策定し、平成 26（2014）年度まで具体的な取組を進めてきました。

本市の事務事業において排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、平成 27（2015）年度に立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、平成 31（2019）年度までの目標設定と削減の取組を行ってきました。

## (2) 計画の範囲

第2期立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)では、本市が行う事務及び事業を対象とし、施設等(指定管理者制度導入施設等も含む)の温室効果ガスの排出量を推計し、目標達成に向けた取組を行います。

対象施設等は以下のとおりです。

表2 第2期立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の対象となる施設等一覧

No.	施設名	No.	施設名
1	本庁舎等	22	駐輪場
2	女性総合センター	23	駐車場
3	子ども未来センター	24	シルバーワークセンター
4	行政窓口 ・富士見連絡所 ・窓口サービスセンター	25	立川駅南口地域安全サービスステーション
5	市民会館	26	公園
6	保育園等	27	チャレンジショップ
7	児童館	28	ファーマーズセンターみののれ立川
8	学童保育所	29	中里測定局
9	斎場	30	旧多摩川小学校跡地
10	地域福祉サービスセンター	31	街路灯
11	福祉会館等	32	庁用車
12	総合福祉センター	33	泉市民体育館
13	福祉作業所	34	柴崎市民体育館
14	健康会館	35	屋外体育施設等
15	総合リサイクルセンター	36	学校給食共同調理場
16	公衆便所	37	学習等供用施設
17	清掃工場	38	八ヶ岳山荘
18	下水処理場(高度処理施設含む)	39	歴史民俗資料館
19	ポンプ場	40	古民家園
20	競輪場	41	学習館
21	防災施設等 ・消防団 ・大山防災井戸	42	中央図書館
		43	図書館(地区館)
		44	小中学校

### (3) 対象とする温室効果ガス

第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において対象とする温室効果ガスは、以下のとおりです。

表3 第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の対象となる温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	

※第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で対象とする温室効果ガスのうち、HFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条（HFC19物質）に掲げられている。

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」（環境省、平成26年3月）より作成

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定する温室効果ガスは、上記ガスのほかパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）がありますが、地方公共団体の事務及び事業ではほとんど該当せず、本市においても該当しないと考えられることから、第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では対象外としました。

### (4) 計画期間

第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

### (5) 基準年度

第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせた平成25（2013）年度とします。

## 2 温室効果ガスの排出量

基準年度である平成25(2013)年度における対象施設等に関して、温室効果ガスの排出量を推計しました。

### (1) 温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの排出量を種類別に推計した結果は以下のとおりです。その合計値を見ると本市の対象施設等の温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>換算)は、平成25(2013)年度で51,256t-CO<sub>2</sub>eq、平成30(2018)年度で44,732t-CO<sub>2</sub>eqとなっています。ガスの種類別に見ると、そのほとんどが二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)であることがわかります。なお、各種温室効果ガスと比較する際は、CO<sub>2</sub>に換算した場合の数値(単位:t-CO<sub>2</sub>eq)で比較を行っています。

表4 対象施設等の温室効果ガスの排出量

ガス種類	平成25年度			平成30年度		
	CO <sub>2</sub> 換算前	地球温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算後 (単位:t-CO <sub>2</sub> eq)	CO <sub>2</sub> 換算前	地球温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算後 (単位:t-CO <sub>2</sub> eq)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	46,606 t-CO <sub>2</sub>	1	46,606	40,213 t-CO <sub>2</sub>	1	40,213
メタン(CH <sub>4</sub> )	19 t-CH <sub>4</sub>	21	390	17 t-CH <sub>4</sub>	25	421
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	14 t-N <sub>2</sub> O	310	4,258	14 t-N <sub>2</sub> O	298	4,096
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1 kg-HFC	1300	2	1 kg-HFC	1430	2
合計			51,256			44,732

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しないことがある

※ハイドロフルオロカーボン(HFC)は、1,1,1,2テトラフルオロエタン(HFC134-a)の地球温暖化係数を使用している

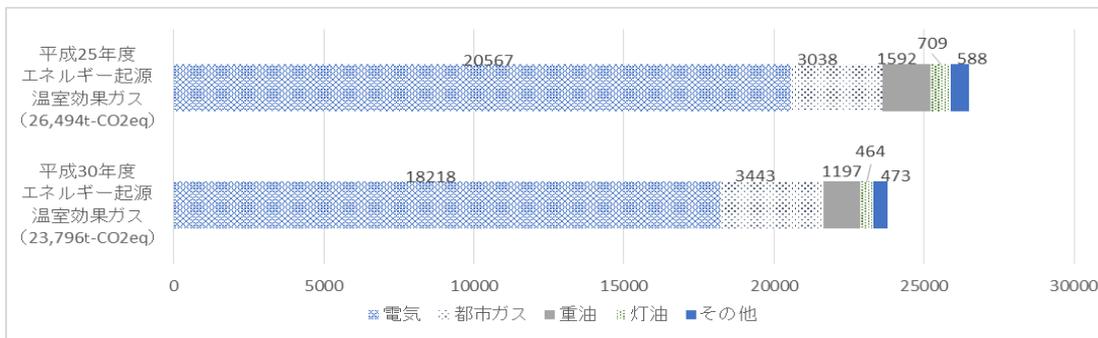
## (2) エネルギー起源及び非エネルギー起源の温室効果ガスの排出量

対象となる温室効果ガスは、エネルギーの使用により排出されるエネルギー起源の温室効果ガスとエネルギーの使用以外で排出される非エネルギー起源の温室効果ガスがあります。

エネルギー起源の温室効果ガスは、燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱を使用した際に排出されているものであり、内訳としては、電気がその多くを占めており、次いで、都市ガス、重油と続きます。

このエネルギー起源の温室効果ガスの排出量は、電気をこまめに消す、LED照明への交換等、省エネルギーの取組や、太陽光パネルの設置等の再生可能エネルギーの導入等によって削減が可能です。また、施設の建て替え時等に適切な設備機器の交換を行うことでも削減が期待できます。

図 15 エネルギー起源の温室効果ガス排出量の内訳

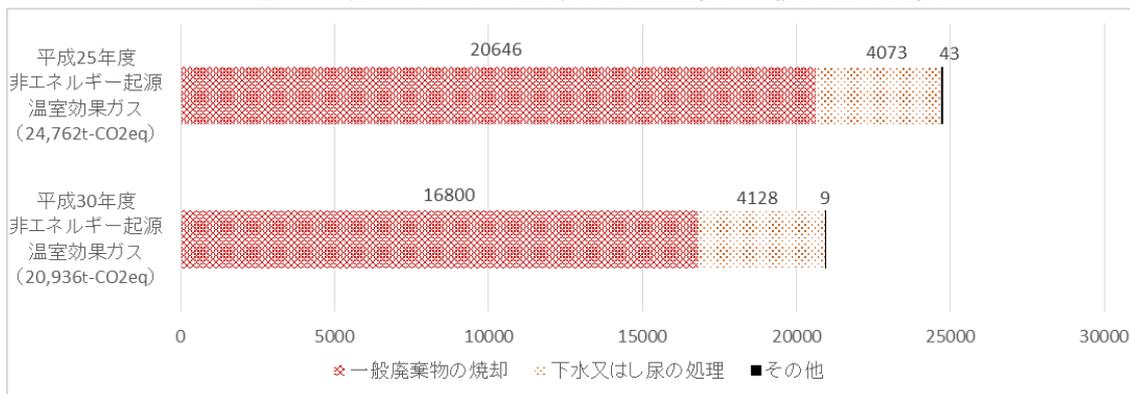


※小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しないことがある

非エネルギー起源の温室効果ガスは、本市の清掃工場における一般廃棄物の焼却や下水処理場における下水又はし尿の処理により発生する温室効果ガスであり、一般廃棄物の焼却由来の排出量が8割以上と大きな割合を占め、次いで、下水又はし尿の処理が続きます。

この非エネルギー起源の温室効果ガスの排出量は、「立川市第2次環境基本計画」の基本方針3のごみ減量の推進及び「立川市一般廃棄物処理基本計画」の実行により削減が期待できます。

図 16 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の内訳



※小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しないことがある

(3) 公共施設等のエネルギー起源による温室効果ガスの排出量

図17 公共施設等のエネルギー起源による温室効果ガス排出量

\* 立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく集計

[単位:t-CO2eq]

施設名	平成25年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本庁舎等	952	955	1,026	1,193	1,117	620
女性総合センター(1・5階)	351	307	305	354	300	277
子ども未来センター	222	226	198	207	201	190
行政窓口	3	3	3	3	35	32
市民会館	249	640	705	757	837	822
いちばん子育てひろば	1	2	2	1	1	1
保育園等	507	417	373	355	400	335
児童館	137	143	166	184	198	203
学童保育所	67	59	65	68	64	55
斎場	29	27	26	27	27	25
地域福祉サービスセンター	229	211	186	197	172	171
福祉会館等	428	436	430	478	469	455
総合福祉センター	327	310	292	329	343	353
福祉作業所	37	35	38	39	39	38
健康会館	134	138	122	156	166	166
総合リサイクルセンター	438	424	417	400	387	373
公衆便所	6	5	4	2	4	4
清掃工場	4,302	4,007	3,526	3,129	2,802	2,726
下水処理場(高度処理施設含む)	4,850	4,819	4,696	4,495	4,464	4,471
ポンプ場	100	106	101	99	103	95
競輪場	1,817	904	921	993	607	1,124
防災施設等	20	21	20	20	19	17
駐輪場	117	125	130	111	114	132
駐車場	177	192	197	192	133	117
シルバーワークセンター	18	19	19	19	19	18
立川駅南口地域安全サービスステーション	1	1	1	2	2	2
公園	48	50	50	56	52	50
チャレンジショップ	12	6	6	8	7	6
ファーマーズセンターみののれ立川	40	61	76	76	67	84
中里測定局	3	3	3	2	1	0
旧多摩川小学校跡地	45	43	53	104	102	102
街路灯	3,330	3,498	3,349	3,217	3,004	2,890
庁用車	188	141	145	145	140	137
泉市民体育館	563	647	610	429	520	507
柴崎市民体育館	586	501	639	747	684	713
屋外体育施設等	95	110	90	98	97	76
学校給食共同調理場	958	944	919	848	941	898
学習等供用施設	299	362	281	379	346	328
八ヶ岳山荘	253	256	257	249	271	260
歴史民俗資料館	15	23	22	28	29	28
古民家園	5	4	4	4	3	2
学習館	403	312	319	283	320	299
中央図書館	560	480	477	554	468	433
図書館(地区館)	135	138	131	166	163	154
小中学校	3,438	3,447	3,738	4,049	4,168	4,011
市長部局合計	19,185	18,332	18,991	18,692	17,696	17,385
教育部局合計	7,309	7,225	6,148	6,560	6,710	6,411
<b>合計</b>	<b>26,494</b>	<b>25,557</b>	<b>25,139</b>	<b>25,252</b>	<b>24,406</b>	<b>23,796</b>

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しないことがある

※組織改正にともない、平成27年度から泉市民体育館、柴崎市民体育館、屋外体育施設等は教育部局から市長部局となった

※「いちばん子育てひろば」は、令和2年3月閉鎖のため、P.51に掲載している「第2期立川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の対象となる施設等一覧」から除いている

施設別にエネルギー起源による温室効果ガスの排出量を見てみると、「下水処理場」、「小中学校」、「街路灯」、「清掃工場」、「競輪場」の割合が大きくなっています。これらの施設等は、その特性上、温室効果ガスの削減が難しいものもありますが、設備更新、LED照明への交換、省エネ機器の導入、再生可能エネルギーの活用等により温室効果ガスの削減が可能なものもあります。そのため、これらの施設等に関しては、今後、特に率先した取組の可能性について検討していきます。

### 3 目標

#### ◆目標◆

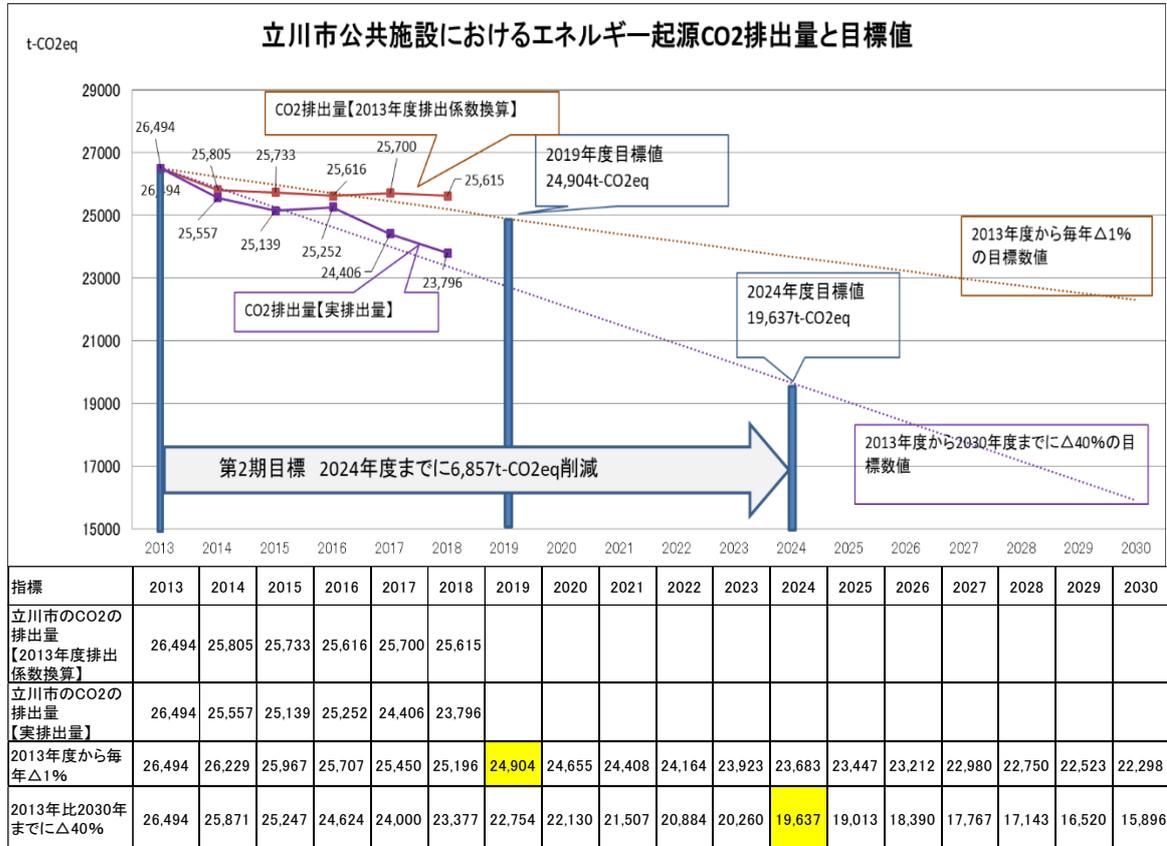
エネルギー起源の温室効果ガス排出量について、平成 25（2013）年度（基準年度）から令和 12（2030）年度までに 40%以上の削減を目指します。

国の政策目標は、温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度（基準年度）から令和 12（2030）年度までに全体で 26%以上、その他業務部門で 40%以上の削減をすることです。第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、温室効果ガス排出量の削減をその他業務部門の 40%以上に合わせた目標を設定します。

平成 27（2015）年度に策定した立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、基準年度である平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度にエネルギー起源の温室効果ガス排出量を 6%の削減を目標としました。省エネルギー効果での温室効果ガス削減量を把握するため、平成 25（2013）年度（基準年度）の温室効果ガス排出係数で温室効果ガス排出量を算出していました。

第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間では、平成 25（2013）年度を基準としてエネルギー起源の温室効果ガスの実排出量（温室効果ガスの排出係数は年度により変化）により目標設定をし、温室効果ガスの実排出量で把握することで実効性のある評価をします。

図18 立川市公共施設におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量と目標値



第2期目標 エネルギー起源の温室効果ガス排出量を令和6（2024）年度に19,637 t - CO<sub>2</sub>eq 以下を目指す

第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、この目標を達成するため、令和6（2024）年度を目標年度とし、基準年度である平成25（2013）年度よりエネルギー起源の温室効果ガス排出量を19,637 t - CO<sub>2</sub>eq 以下とし、平成25（2013）年度より26%以上、6,857 t - CO<sub>2</sub>eq 以上の温室効果ガスの削減を目指します。

#### 4 目標達成に向けた取組

第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については、立川市が行うすべての施策の基本として温室効果ガス排出量削減や低炭素化の概念を施策に取り入れます。

地域でのエネルギーの自給自足に向けた取組を検討します。

市施設の新設や更新時には、温室効果ガスの排出を低減させる設備の導入を進めます。

庁内での省エネルギーを推進するため「エコオフィスプラン 21」の取組を行っていきます。取組の詳細については、以下のとおりです。

- ・全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。
- ・庁用車に低公害車等の導入を推進します。
- ・通勤や業務での自転車利用を推進します。
- ・クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は 28℃、冬は 20℃となるように適切に空調の運転を管理します。
- ・パソコン、照明等の電気機器類は不使用时には電源を切るように徹底します。
- ・公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。
- ・庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。
- ・二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。
- ・各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。
- ・施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。
- ・施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。
- ・各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

推進体制、進行管理については、「エコオフィスプラン 21」と同様とします。

### (2) 取組結果の公表

毎年度、第 2 期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の主管課である環境対策課から関係課に温室効果ガスの排出量に係る調査を実施し、その結果は、広報紙や本市のホームページなどで毎年公表します。

# 資料編

## 資料 1：立川市環境審議会開催経緯

## (1) 立川市環境審議会名簿

区分	委員名（敬称略）	推薦機関・勤務先等
学識経験者	会長 原 剛	早稲田大学名誉教授 早稲田環境塾長
事業者	副会長 伊藤 麻紀子	平成 30 年 3 月 31 日まで環境審議会委員・副会長 東京ガス株式会社 多摩支店長
学識経験者	副会長 甲野 毅	平成 30 年 4 月 1 日から環境審議会副会長 大妻女子大学家政学部 ライフデザイン学科 准教授
市民委員 （公募）	和田 信行	
	加藤 禮子	
	八木 和夫	
市民委員 （自治連推薦）	齋藤 孚彦	立川市自治会連合会
学識経験者	村田 佳壽子	明治大学 環境法センター 客員研究員 一般社団法人日本ベンクラブ 環境委員会委員
	山下 英俊	一橋大学大学院経済学研究科 准教授
事業者	中村 裕	平成 30 年 4 月 1 日から環境審議会委員 東京ガス株式会社 多摩支店長
	中島 孝昌	立川商工会議所副会頭
関係行政機関 の職員	猿渡 厚史	平成 31 年 3 月 31 日まで環境審議会委員 立川市立小学校長会
	吉岡 正司	平成 31 年 4 月 1 日から環境審議会委員 立川市立小学校長会
	宗野 喜志	東京都環境局多摩環境事務所長
市	田中 良明	令和元年 12 月 25 日まで環境審議会委員 副市長
	田中 準也	令和元年 12 月 26 日から環境審議会委員 副市長

## (2) 開催日程と審議内容

開催日	会議名称	審議内容
平成30年2月21日	第1回環境審議会 (第11期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 立川市第2次環境基本計画の中間見直しについて</li> </ul>
平成30年6月4日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関するアンケート調査について</li> </ul>
平成30年11月5日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の中間見直しに伴うアンケート調査について</li> </ul>
平成31年2月18日	第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の見直し箇所、スケジュールについて</li> </ul>
令和元年5月27日	第5回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関するアンケート結果について</li> </ul>
令和元年8月28日	第6回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関するアンケート結果について</li> <li>・ 立川市第2次環境基本計画見直し案について</li> </ul>
令和元年11月25日	第7回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市第2次環境基本計画見直し案について</li> <li>・ 第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について</li> </ul>
令和2年1月20日	第8回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市第2次環境基本計画見直し案について</li> <li>・ 第2期立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について</li> <li>・ 答申</li> </ul>

## 資料 2 : 立川市環境基本条例

平成 10 (1998) 年 3 月 26 日 条例第 16 号

立川市環境保全条例(昭和 47 年立川市条例第 25 号)の全部を次のように改正する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

### (基本理念)

- 第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
  - 3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行われなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

- 2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境配慮指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての調整等）

第8条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価）

第9条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための適切な施策を講ずることができるものとする。

（公害に係る措置等）

第10条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（環境学習の推進）

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（支援的措置）

第13条 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置がとれるよう支援に努めるものとする。

（環境の監視、測定等）

第14条 市は、大気汚染等環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定を行うものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（情報の収集等）

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、環境の保全等に関する情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(国等との協力)

第16条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全等の推進)

第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第18条 法第44条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 12人以内
- (2) 学識経験を有する者 5人以内
- (3) 事業者 5人以内
- (4) 関係行政機関の職員 5人以内
- (5) 削除
- (6) 市長の部内の職員 1人

5 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

6 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

7 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 審議会は、会長が招集する。

10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成12年条例46号〕

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第 25 条に規定する立川市環境審議会は、平成 10 年 7 月 31 日まで存続するものとする。
- 3 旧条例第 20 条から第 24 条までの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成 12 年 7 月 24 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3：用語解説

### 【あ】

#### ■アイドリングストップ p.13、36

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させる行為。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制などの効果がある。

#### ■エコオフィスプラン 21 p.2、6、9、10、43～46、50、58

事業者として、本市が率先して環境に関する取組（省資源、省エネルギー、ごみ減量・リサイクルなど）を行うことを示した計画。

#### ■エコドライブ p.13、36、44、58

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等により、燃料の節約に努め、地球温暖化に影響を与える温室効果ガスの排出量を減らす効果が期待される。

#### ■エネルギーマネジメントシステム

p.33、34

エネルギーの使用状況を管理し、削減につなげるシステム（EMSはEnergy Management Systemの略語）。家庭(Home)版の「HEMS」やビル(Building)版の「BEMS」などの用語がある。

#### ■屋上緑化 p.22、37

建物の屋根や屋上に植物を植え緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和や断熱性・防音性の向上、保水力の増加、大気汚染物質の吸収・吸着、景観の向上などの効果が期待される。

#### ■温室効果ガス p.2、3、32～37、45、50～58

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

### 【か】

#### ■崖線 p.8、12、20、21、40

多摩川などの河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。崖線下は、湧水や動植物の生育・生息の場所となっていることがある。また、市街地の中で行政界を超えて連続して存在する緑を有することもある。

#### ■環境負荷 p.7～11、15、20、27、40、41、44

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

#### ■協働 p.2、6、9、10、17、18、19、22、24、25、35、38～41、47

市民、企業、行政などの多様な主体が共通する地域課題などを解決するために、対等の立場で、相互の責任と役割分担のもとに協力して取り組むこと（「立川市協働推進基本指針」での定義）。

### 【さ】

#### ■再生可能エネルギー p.3、10、32、35、36、54、56

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

#### ■森林環境税 p.3

#### ■森林環境譲与税 p.3、37

温室効果ガスの排出削減や災害防止等に寄与する森林整備等を支える仕組みとして、平成31年度に創設された税金のこと。

森林環境税は、個人住民税均等割の仕組みを使い、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収し、国に納める税金である。

森林環境譲与税は、森林環境税として国に納められた税金が市町村や都道府県に人工林面積や林業就業者数、人口によって案分して譲与されるものである。市町村において、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」として使用される。

#### ■ゼロエミッション p.3、35

生産や廃棄、消費に伴って発生する廃棄物をゼロにすることを目的とした行動のこと。ここでは、生産や廃棄、消費に伴う温室効果ガス排出実質ゼロを目指す行動のこと。

### ■生態系 p. 7、20

ある一定の範囲に生育・生息する生きものとそれをとりまく土壌や水などの環境のまとまり。

### 【た】

### ■地球温暖化 p. 2、3、5、6、9、10、32、34、36、37、44、45、49～53、55～58

太陽からのエネルギーで地表面が暖まり、その地表面から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が暖まる現象。

### ■低公害車 p. 13、36、44、58

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。低公害車には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。

### 【は】

### ■壁面緑化 p. 22、37

建物の外壁をつるが伸びる植物などで覆うこと。これにより、ヒートアイランド現象や室内温度が高くなるのを抑えることができ、省エネルギーにもつながる。

### 【ま】

### ■マイバッグ p. 27、36、42

小売店などが渡すレジ袋の代わりに、消費者が持参する袋やバッグのこと。マイバッグを利用することは、身近な環境配慮行動の一つである。

### 【や】

### ■湧水 p. 11、12、20、22

地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。本市で見られる湧水は、崖線沿いに多く、立川崖線沿いに10箇所、青柳崖線沿いに1箇所が確認されている。

### 【ら】

### ■リユース p. 27、29

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

### 【C】

### ■CO<sub>2</sub>eq p. 34、45、53、57

二酸化炭素換算のこと。eqは英語 equivalent（等量）の頭文字。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三フッ化窒素の7種類がある。7種類のガスは同じ質量では温室効果が異なるため、二酸化炭素における質量に換算し、温室効果ガス排出量の比較ができるようにしている。

### 【T】

### ■TJ（テラジュール） p. 4、32、37

エネルギー、仕事熱量、電力量の単位。1ジュールは、地球上でおよそ102グラムの物体を1メートル持ち上げる時の仕事量に相当する。テラジュールは、10の12乗（1兆）ジュール。

---

## 立川市第2次環境基本計画（改定）

令和2（2020）年7月発行

発行 立川市

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

TEL : 042-523-2111（代表）

FAX : 042-524-2603

ホームページ : <http://www.city.tachikawa.lg.jp>

E-Mail : [kankyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jp](mailto:kankyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jp)

編集 環境下水道部 環境対策課

